

**「千歳市障がい者計画・
第3期千歳市障がい福祉計画（素案）」
パブリックコメント（市民意見公募） 閲覧用資料**

意見募集期間	平成23年12月19日（月）～平成24年1月18日（水） ※郵送の場合は、平成24年1月19日（木）必着
応募資格	千歳市内に在住、在勤又は在学の方など
意見の提出方法	○「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。 ○郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。 ○記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市保健福祉部障がい者支援課主査（障がい者計画担当） 電 話：0123-24-3131（内線868） 0123-24-0327（直通） FAX：0123-22-8851 e-mail：shogaishien@city.chitose.hokkaido.jp



「千歳市障がい者計画・第3期千歳市障がい福祉計画（素案）」の概要

※詳細は、「千歳市障がい者計画・第3期千歳市障がい福祉計画（素案）」を参照してください。

現行の「千歳市障がい者支援計画」及び「第2期千歳市障がい福祉計画」の計画期間が、平成23年度末で満了となることから、障がい者制度改革の動向や法令等の改正、今後の課題等に対応した新たな計画を策定することとしました。

第1章 計画の基本的事項【素案1～5ページ】

○計画の位置付け

- ・「千歳市障がい者計画」は、障害者基本法に定める法定計画です。
- ・「千歳市障がい者計画」は、各部門にまたがる障がいのある人の生活に関わる諸施策を体系付け、全庁挙げて取り組むための指針となるものです。
- ・「第3期千歳市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に定める法定計画です。
- ・「第3期千歳市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に定める各種指定サービスの需要を予測し、その見込量を設定することを中心とした計画です。
- ・両計画は、「千歳市第6期総合計画」の個別計画の一つです。

○計画の期間

両計画の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間です。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題【素案6～27ページ】

1 障害者手帳所持者数

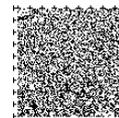
千歳市の障害者手帳所持者数の推移を、障がいの種類・等級別に整理しています。

2 障がい者数の将来推計

千歳市の将来人口を基に、今後の障がい者数を推計しています。

3 障がいのある人の生活実態

当事者アンケート及び関係団体等を対象に実施したヒアリング結果から、障がいのある人の生活実態や福祉サービスに対するニーズ等を整理しています。



【基本理念】【素案28ページ】

基本
理念

障がいのある人が「自立」した生活を
住み慣れた地域で送ることができる社会の実現

【基本方向・施策体系】【素案29～30ページ】

基本理念である「障がいのある人が『自立』した生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の実現」に向けて、広範多岐にわたる障がい者施策を「日々の暮らしの基盤づくり」、「住みよい環境の基盤づくり」、「相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり」の3つの基本方向に整理し、これらに沿って掲げた各種施策を全庁挙げて総合的に推進していきます。

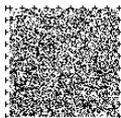
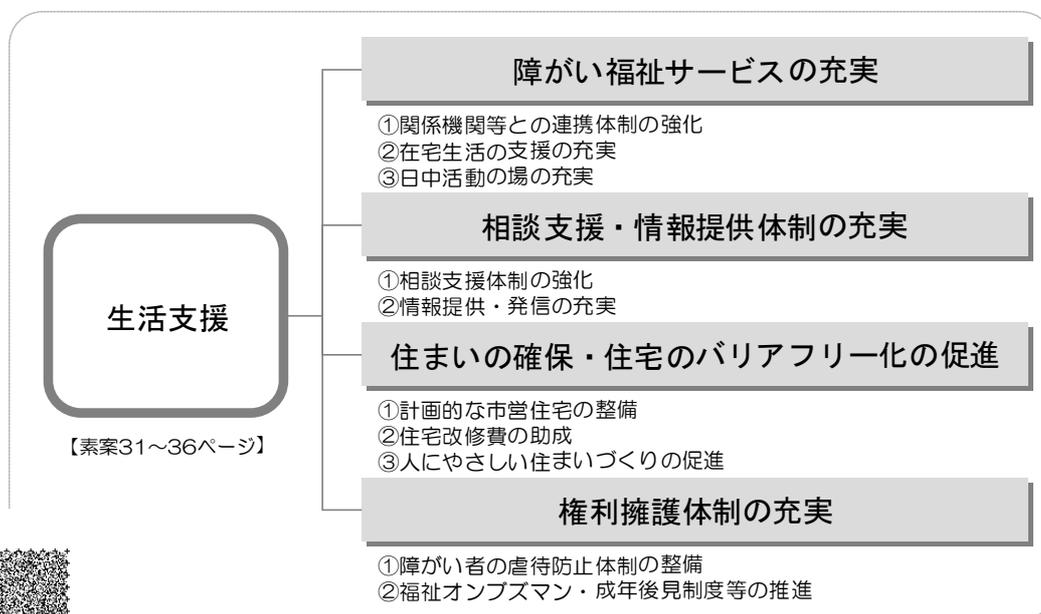
【施策の展開】【素案31～54ページ】

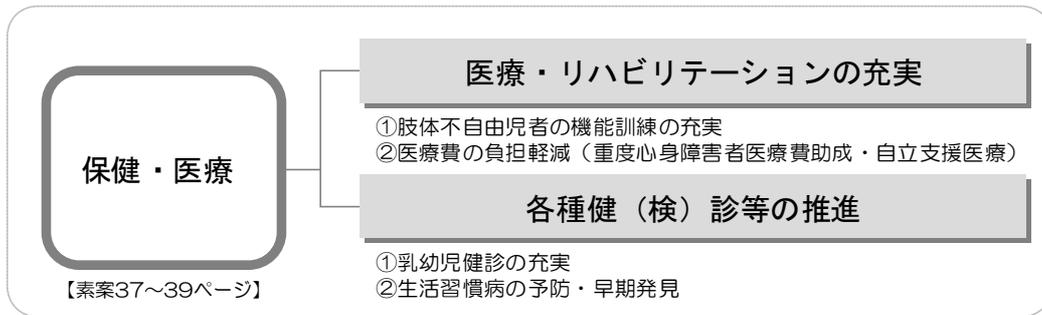
基本方向

I

日々の暮らしの基盤づくり

障がいのある人の地域生活を支援する障がい福祉サービスや、障がいの原因となる疾病等の予防、健康な生活を送る上で欠くことのできない医療など、「生活支援」と「保健・医療」に関する施策を掲げています。

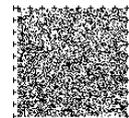
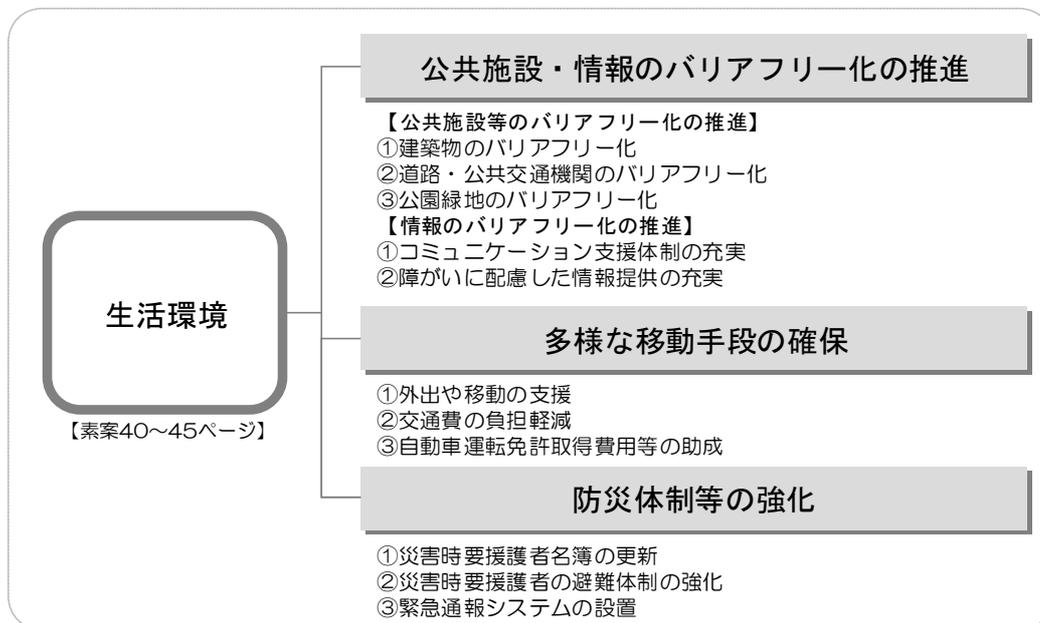




基本方向

Ⅱ 住みよい環境の基盤づくり

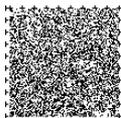
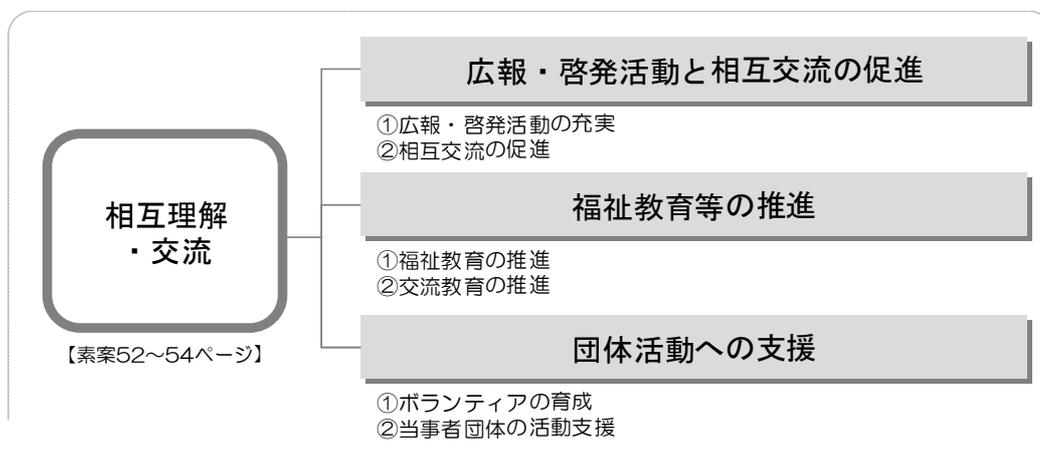
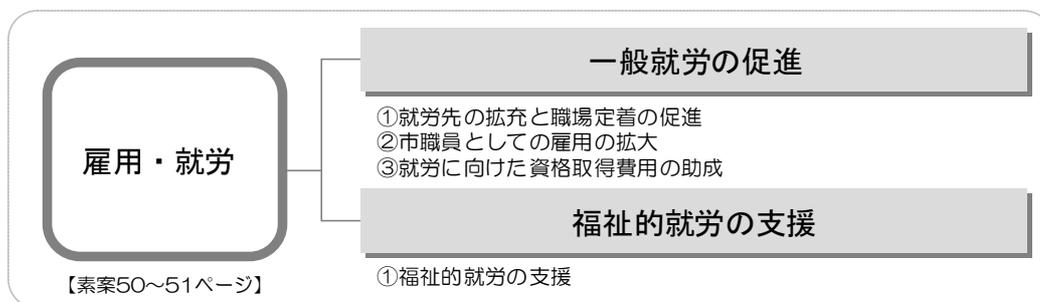
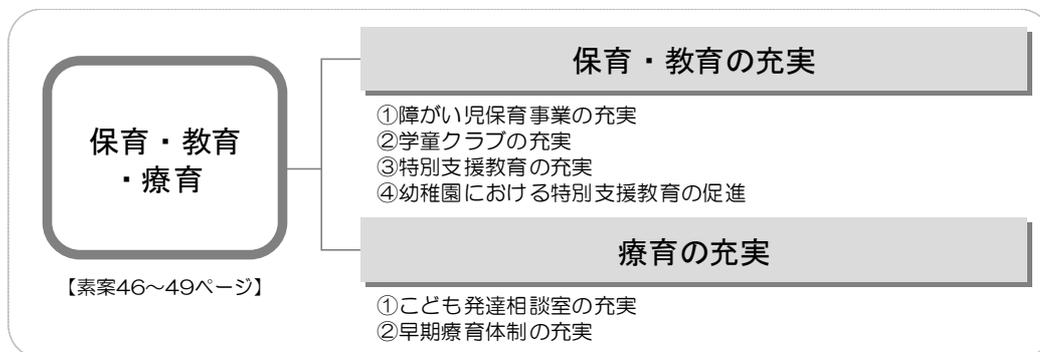
道路・建物・情報等のバリアフリー化や、多様な移動手段の確保のほか、不測の事態に備えた防災体制の強化など、「生活環境」の整備に関する施策を掲げています。



Ⅲ

相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり

「保育・教育・療育」から「雇用・就労」までのライフステージに応じた支援と、共生社会の実現に向けた「相互理解・交流」に関する施策を掲げています。



【基本的な考え方】【素案 55 ページ】

- 国の指針に即して、「施設入所者の地域生活への移行」と「福祉施設から一般就労への移行」について、平成 26 年度までに達成すべき数値目標を設定しています。
- 居宅介護や生活介護など、障がいのある人の地域生活に必要なサービスの見込量を設定しています。

【目標値の設定】【素案 56～57 ページ】

<目標 1 施設入所者の地域生活への移行>

◆施設入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	説明
【目標値】削減見込数 削減見込率	33 人 21.7%	平成 17 年（2005 年）10 月 1 日現在の施設入所者数から、平成 26 年度（2014 年度）末時点の施設入所者数を差し引いた削減見込数及び削減見込率
【目標値】 地域生活移行者数	46 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人数

<目標 2 福祉施設から一般就労への移行>

◆福祉施設から一般就労への移行の目標値

項目	数値	説明
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度（2014 年度）において、福祉施設を退所し一般就労する人数

◆就労移行支援事業の利用者数の目標値

項目	数値	説明
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	128 人	平成 26 年度（2014 年度）末において、就労移行支援事業を利用する人数

◆就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合の目標値

項目	数値	説明
【目標値】目標年度の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合	30.4%	平成 26 年度（2014 年度）末において、就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する人の割合



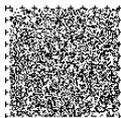
【サービス見込量】【素案 58～75 ページ】

事業名		単位	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	人/月	70	71	72	
		時間/月	1,596	1,619	1,642	
	重度訪問介護	人/月	5	6	7	
		時間/月	359	431	503	
	行動援護	人/月	23	24	25	
		時間/月	626	653	680	
	重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1	
		時間/月	48	48	48	
	同行援護	人/月	6	8	10	
		時間/月	82	109	136	
	日中活動系サービス	生活介護	人/月	224	246	271
			人日/月	3,987	4,379	4,824
自立訓練（機能訓練）		人/月	3	3	3	
		人日/月	63	63	63	
自立訓練（生活訓練）		人/月	3	3	3	
		人日/月	66	66	66	
就労移行支援		人/月	89	107	128	
		人日/月	1,380	1,659	1,984	
就労継続支援（A型）		人/月	41	41	41	
		人日/月	837	837	837	
就労継続支援（B型）		人/月	83	88	94	
		人日/月	1,428	1,514	1,617	
療養介護	人/月	1	1	1		
	人日/月	30	30	30		
短期入所（ショートステイ）	人/月	20	20	20		
	人日/月	120	120	120		
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム） ・共同生活介護（ケアホーム）	人/月	80	90	100	
	施設入所支援	人/月	98	108	119	
指定相談支援	計画相談支援(サービス等利用計画作成者数)	人/月	10	31	45	
	地域相談支援	地域移行支援	人/月	4	6	8
		地域定着支援	人/月	1	1	1

※指定サービスのみ記載。他の障がい福祉サービスについては、素案 66～75 ページを参照。

以上の「千歳市障がい者計画・第3期千歳市障がい福祉計画（素案）」の
内容につきまして

皆様のご意見をお寄せください。



千歳市障がい者計画・第3期千歳市障がい福祉計画

(素案)

【目 次】

第 1 章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨・背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の策定体制	3
4	計画の期間・見直し	5
5	計画の進行管理	5

第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1	障害者手帳所持者数	6
2	障がい者数の将来推計	11
3	障がいのある人の生活実態	12

第 3 章 千歳市障がい者計画

第 1 節 計画の基本的な考え方

1	基本理念	28
2	基本方向	29
3	施策体系	30

第2節 施策の展開

基本方向

I 日々の暮らしの基盤づくり

- 1 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 保健・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

基本方向

II 住みよい環境の基盤づくり

- 3 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

基本方向

III 相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり

- 4 保育・教育・療育・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 5 雇用・就労・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 6 相互理解・交流・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 第3期千歳市障がい福祉計画

- 1 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 3 サービス見込量・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

【巻末】用語解説

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨・背景

千歳市では、平成19年3月に策定した「千歳市障がい者支援計画」及び平成21年3月策定の「第2期千歳市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立した生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の実現に向け、各般にわたる障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、両計画の計画期間が共に平成23年度末で満了となることから、国の障がい者制度改革の動向や関連する法令等の改正などを踏まえるとともに、今後の課題やニーズに対応した障がい者施策を展開するため、新たな計画を策定することとしました。

【障がい者施策の動向】

◆国の障害者基本計画における後期「重点施策実施5か年計画」の策定

国では、障害者基本計画（計画期間：平成15年度～24年度）の後期「重点施策実施5か年計画」を、平成19年12月に策定しています。

この後期5か年計画では、平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とし「生活支援」、「保健・医療」、「生活環境」など8つの分野ごとに、重点的に取り組む施策と数値目標・達成期間などを示しています。

◆障害者の権利に関する条約の批准に向けた法改正の動き

障がいのある人の差別を禁じた国連の「障害者の権利に関する条約」が、平成20年5月に発効されています。

我が国では、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）や障がいを理由とする差別の禁止に関する法制の制定など、障害者権利条約を批准するための国内法の整備を始めとする障がい者制度の抜本的な改革が進められています。

◆障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）」が同年8月に公布されました。「障がいのある子どもとない子どもが共に教育を受けられる配慮」や「可能な限り身近な場所で医療や介護、療育などを受けられるようにすること」、「障がい者のための住宅の確保、公共的施設や情報のバリアフリー*化の推進」など、障がい者施策の今後の方向性が示されました。

◆障害者自立支援法等の改正

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」が、同年12月に公布されました。

この法律により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）などの一部が改正され、平成24年4月から、相談支援の充実や障がい児支援の強化等を行うこととされました。

◆障害者虐待防止法の成立

障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」が同年6月に成立し、平成24年10月から施行されます。

この法律では、障がい者福祉施設や就労先、学校、医療機関などに虐待防止に向けた対策を義務付けています。また、家庭や福祉施設、就労先での虐待を発見した者には通報の義務があり、市町村等には、障がいのある人の一時保護や相談業務を行うなど、障がい者虐待の防止等の体制整備が求められています。

◆東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、災害時要援護者の避難支援対策を見直す動きが全国各地で広がっています。特に、重度の障がいのある人は自力での避難が困難であり、災害時における支援の必要性が高いことから、安否確認、避難誘導を含めた地域全体での防災体制の整備がこれまで以上に求められています。

2 計画の位置付け

（1）千歳市障がい者計画

- この計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める千歳市における「障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定したものです。
- この計画は、各人のライフステージ^{*}やニーズにより福祉・保健・医療・教育・雇用など、各分野にわたる障がい者福祉に関する諸施策を体系付けるとともに、目指すべき方向性を示し、障がい者施策の総合的な展開に全庁を挙げて取り組むための指針となるものです。

(2) 第3期千歳市障がい福祉計画

- この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定したものです。
- この計画は、国の基本方針に即した数値目標のほか、居宅介護や生活介護などの障害者自立支援法に定める各種サービスについて、今後3年間における需要を予測し、その見込みを年度ごとに設定したものです。

(3) 両計画の関係

- 「第3期千歳市障がい福祉計画」は、「千歳市障がい者計画」に掲げた各種施策のうち、障がい福祉サービスや相談支援等に関する実施計画的な要素を有しています。
- 両計画は、市政運営上の最上位計画である「千歳市第6期総合計画」の障がい福祉分野に関する個別計画の一つとなるものです。

3 計画の策定体制

(1) 当事者アンケート

計画策定のための基礎資料とするため、千歳市の障がい者台帳に登載されている全ての人を対象にアンケートを実施し、生活実態や福祉サービス利用に関する今後の意向などについて調査しました。

(2) 関係団体・事業者ヒアリング

障がい者団体やサービス事業者等を対象にヒアリングを実施し、アンケートでは把握できない障がいのある人が抱える課題や今後求められる取組などについて、意見を聴取しました。

(3) 千歳市保健福祉推進委員会・作業部会

庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」及び課長職による同作業部会において、障がい者施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般について横断的な視点で検討を加えました。

(4) 千歳市障がい者地域自立支援協議会

市内に居住する障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業所等から推薦を受けた者で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に諮り、計画を作成しました。

(5) 千歳市保健福祉調査研究委員会

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、計画素案等について審議しました。

(6) パブリックコメント※

幅広い市民の意見を聴取するため、計画素案をパブリックコメントに付しました。

図表 1 計画策定の流れ



4 計画の期間・見直し

(1) 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第3期千歳市障がい福祉計画」の計画期間は、共に平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

図表2 計画の期間

計画		年度												
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国	障害者基本計画	[Shaded]												
北海道	都道府県障害者計画	[Shaded]												
	都道府県障害福祉計画					第1期		第2期		第3期				
千歳市	総合計画	新長期（13～22年度）						第6期（～32年度まで）						
	地域福祉計画					第1期		第2期						
	市町村障害者計画	[Shaded]												
	市町村障害福祉計画					第1期		第2期		第3期				

(2) 計画の点検・見直し

両計画の見直しの時期は、計画期間の最終年度となる平成26年度に行うことを基本としますが、24年度から25年度にかけては、国の「障害者基本計画」及び北海道の「都道府県障害者計画」の改定や、障害者自立支援法の廃止と障害者総合福祉法（仮称）の制定が見込まれることから、上位計画や制度等の内容が確定した時点で点検を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

5 計画の進行管理

「千歳市障がい者計画」に掲げた各施策の取組状況や、「第3期千歳市障がい福祉計画」に掲げた各種サービスの実績値等については、年度ごとに調査・把握していきます。

また、その結果については、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるものとします。

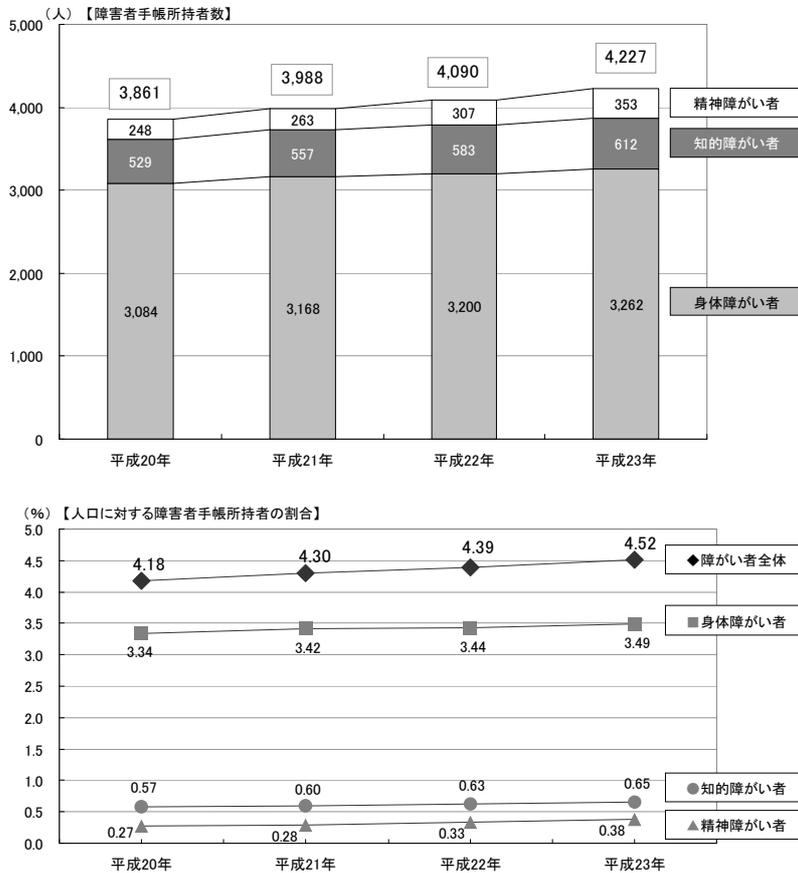
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数は年々増加する傾向にあり、平成23年(2011年)3月末現在、身体障がい者が3,262人、知的障がい者が612人、精神障がい者が353人となっています。

市の人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成23年(2011年)3月末現在、4.52%となっており、その割合は身体、知的及び精神障がい者(以下、「3障がい」という。)全てで増加傾向にあります。

図表3 障害者手帳所持者数及び人口に対する割合の推移



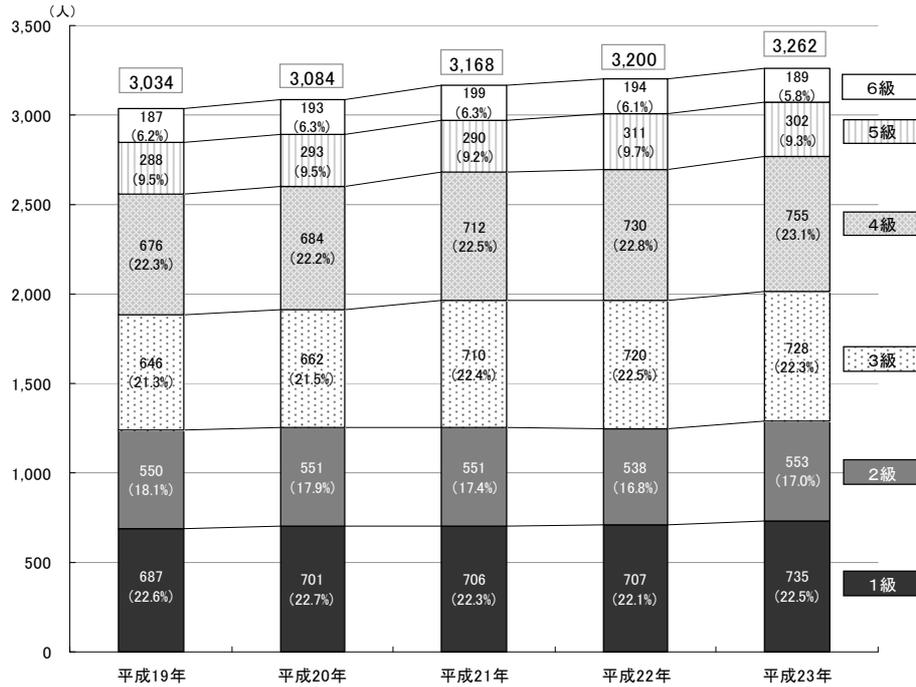
資料：障がい者支援課（各年3月末現在）

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、平成 15 年（2003 年）以降増加傾向にあり、平成 23 年（2011 年）3 月末現在で 3,262 人となっています。

等級別に見ると、最も重い「1 級」が 735 人となっており、以下、「2 級」が 553 人、「3 級」が 728 人、「4 級」が 755 人、「5 級」が 302 人、「6 級」が 189 人となっています。また、等級別の構成比を見ると、「1 級」から「4 級」までで全体の 8 割強を占めています。

図表 4 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障がい者支援課（各年 3 月末現在）

身体障害者手帳の所持者を障がいの種類別に見ると、「肢体不自由」が最も多く、2,000人となっており、全体の61.3%を占めています。

また、等級別に見ると、障がいの程度が最も重い1級では、心臓を中心とした内部障がいの占める割合が高く、最も軽い6級では、聴覚障がいの割合が高くなっています。

図表5 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類・等級別）

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計(人)	比率(%)
肢体		128	417	514	578	278	85	2,000	61.3
	上肢	5	40	51	55	27	21	199	6.1
	下肢	23	91	205	473	202	46	1,040	31.9
	上下肢	68	208	185	48	8	18	535	16.4
	体幹	31	72	72	—	38	—	213	6.5
	上肢機能	1	3	0	1	1	0	6	0.2
	移動機能	0	3	1	1	2	0	7	0.2
内部	視覚	55	62	19	9	23	16	184	5.6
	聴覚	—	72	27	39	—	88	226	6.9
	平衡	—	—	1	—	1	—	2	0.1
	音声・言語・そしゃく	—	—	14	11	0	0	25	0.8
		552	2	153	118	0	0	825	25.3
	心臓	371	0	67	13	0	0	451	13.8
	肝臓	3	0	0	0	0	0	3	0.1
	腎臓	167	0	40	3	0	0	210	6.4
	呼吸器	10	0	33	12	0	0	55	1.7
	膀胱・直腸	1	0	12	88	0	0	101	3.1
	小腸	0	0	1	2	0	0	3	0.1
	免疫	0	2	0	0	0	0	2	0.1
	計	735	553	728	755	302	189	3,262	100.0

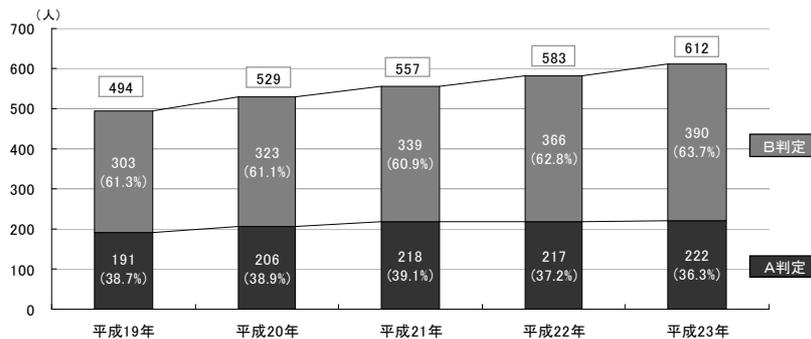
※「—」は個別等級なし

資料：障がい者支援課（平成23年（2011年）3月末現在）

（2）療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、平成14年（2002年）以降増加傾向にあり、平成23年（2011年）3月末現在で612人となっています。また、その内訳は「A判定（最重度・重度）」が222人、「B判定（中軽度）」が390人となっており、平成19年からの推移を見ると、「A判定」の療育手帳所持者の割合が減少し、「B判定」の割合が増加しています。

図表6 療育手帳所持者数の推移



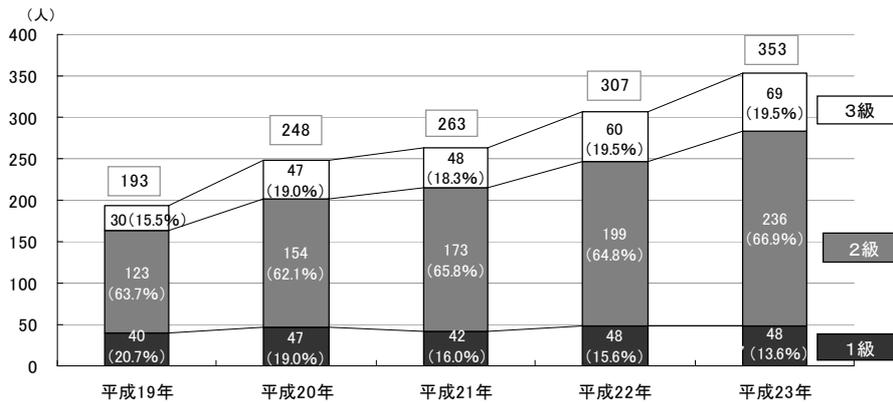
資料：障がい者支援課（各年3月末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、現行と同様の区分で千歳市の統計を取り始めた平成19年(2007年)以降増加傾向にあり、平成23年(2011年)3月末現在で353人となっています。

等級別に見ると、「1級」が48人、「2級」が236人、「3級」が69人となっており、平成19年と比べ、「1級」の精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が減少し、「2級」の割合が増加しています。

図表7 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料：障がい者支援課（各年3月末現在）

「北海道保健所把握精神障害者状況調査」(北海道)によると、手帳を交付していない者を含めた精神障がい者数は、平成22年(2010年)12月末で1,238人となっており、うち、「通院」が997人と最も多くなっています。

図表8 精神障がい者数（保健所把握数）

精神障がい者数	合計			
	入院	通院	その他	
	181人 (14.6%)	997人 (80.5%)	60人 (4.8%)	1,238人

資料：北海道保健所把握精神障害者状況調査第3表（千歳市分：平成22年(2010年)12月末現在）

入院・通院の別に見ると、入院では「脳器質性精神障害（認知症）」が78人（43.1%）と最も多く、次いで、「統合失調症」が61人（33.7%）となっています。

一方の通院では、「気分（感情）障害」が433人（43.4%）と最も多く、次いで、「統合失調症」が300人（30.1%）となっています。

図表9 精神障がい者数（病類別受療状況）

精神障がい者数	入院	通院	その他	合計
脳器質性精神障害（認知症）	78	19	11	108
精神作用物質による精神及び行動の障害	9	16	3	28
統合失調症	61	300	24	385
気分（感情）障害	17	433	13	463
神経症性障害	3	76	5	84
生理的障害及び身体的要因の行動症候群	-	4	-	4
成人の人格及び行動の障害	3	7	1	11
知的障害	8	5	-	13
心理的発達の障害	1	17	1	19
小児期及び青年期の行動及び情緒障害、特定不能の精神障害	-	8	-	8
てんかん	1	112	1	114
不明	-	-	1	1
	181	997	60	1,238

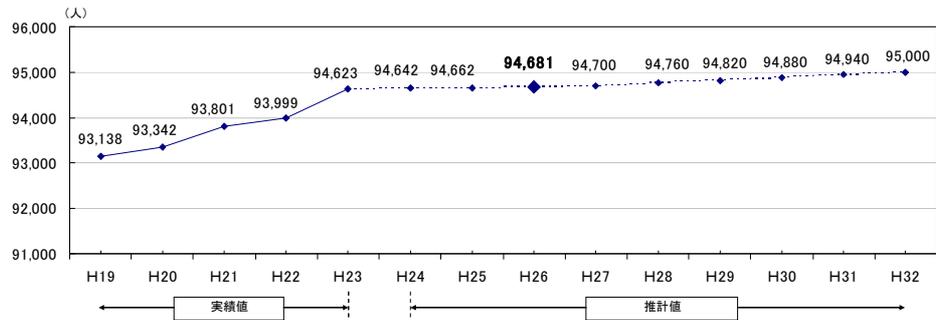
資料：北海道保健所把握精神障害者状況調査第3表（千歳市分：平成22年（2010年）12月末現在）

2 障がい者数の将来推計

(1) 将来人口

千歳市の総人口は、平成 23 年（2011 年）10 月 1 日現在で 94,623 人となっており、年々増加傾向にあります。計画最終年度となる平成 26 年（2014 年）10 月時点での推計では、94,681 人を見込んでいます。

図表 10 総人口の将来推計

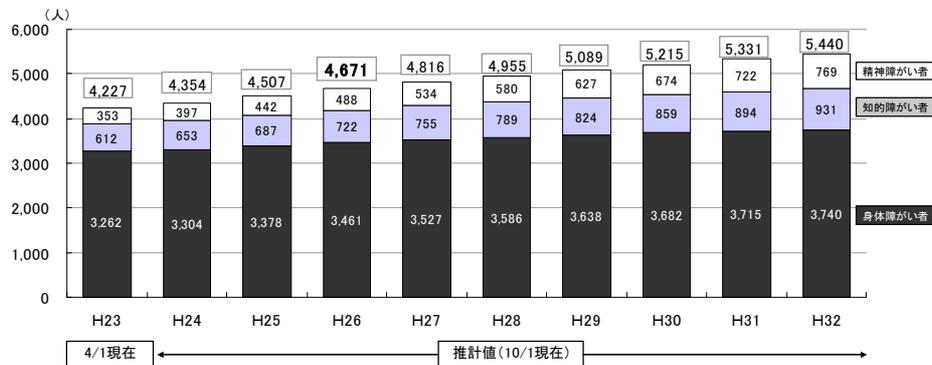


資料：平成 23 年までは、10 月 1 日現在の人口（住民基本台帳）。平成 24 年以降は、千歳市第 6 期総合計画における計画人口。

(2) 障がい者数の推計

千歳市の将来人口を基に、障がい者数（各手帳所持者数）を推計すると、平成 26 年（2014 年）には身体障がい者が 3,461 人、知的障がい者が 722 人、精神障がい者が 488 人となります。

図表 11 障がい者数の推計



推計方法：年代別（15 歳未満、15 歳～64 歳、65 歳以上）の将来人口に、各年代における障害者手帳の交付率（身体障がい者と知的障がい者は平成 18 年～23 年、精神障がい者は平成 19 年～23 年の推移から将来値を推計）を乗じて推計。

3 障がいのある人の生活実態

(1) 当事者アンケート

①調査概要

【目的】

アンケートは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の生活実態や福祉サービス利用に関する今後の意向などを把握し、計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に実施しました。

【対象】

千歳市が交付した身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している全ての者（18歳以上）及び児（18歳未満）

【調査方法・調査期間】

郵送調査法によるアンケート調査

期間：平成23年7月4日（月）～平成23年7月19日（火）

【回答者数・率】

		対象者数	回答者数	回答率
合計		4,086人	2,243人	54.9%
障がい 区分	身体	3,137人	1,763人	56.2%
	知的	627人	317人	50.6%
	精神	322人	163人	50.6%

【図表の見方】

- ・報告書内の図表中「N」は、有効回答数を表しています。
- ・図表中の構成比（％）については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100.0%にならない場合があります。
- ・回答率の上位1位は **数字**（最も濃いグレー、数字は白抜き）、
2位は **数字**（濃いグレー、文字は太字）、
3位は **数字**（薄いグレー、文字は通常）で示しています。

②調査結果（概要）

【生活の場について】

- ・ 自宅で生活している人のうち、今後暮らしたい場所として「現在と同じ場所」と回答した人は78.2%となっており、多くの人が地域での生活を希望していることがうかがえます。
- ・ 一方で、「現在と違う場所」で暮らしたい人を障がい別に見ると、身体障がい者が9.5%、知的障がい者が13.9%、精神障がい者が26.0%となっています。このうち、両親との同居率が高い知的障がい者では、4割以上が「障がい者向けグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム※で生活したい」と回答しています。

図表 12 今後暮らしたい場所（自宅生活者対象、単数回答、N=1,961）

	（%）		
合計 (N=1,961)	78.2	11.1	10.7
身体障がい者 (N=1,600)	80.7	9.5	9.8
知的障がい者 (N=230)	66.1	13.9	20.0
精神障がい者 (N=131)	68.7	26.0	
	5.3		
	■ 現在と同じ場所	■ 現在と違う場所	□ 無回答

図表 13 今後暮らしたい場所
（現在と違う場所に住みたい人対象、単数回答、N=218）

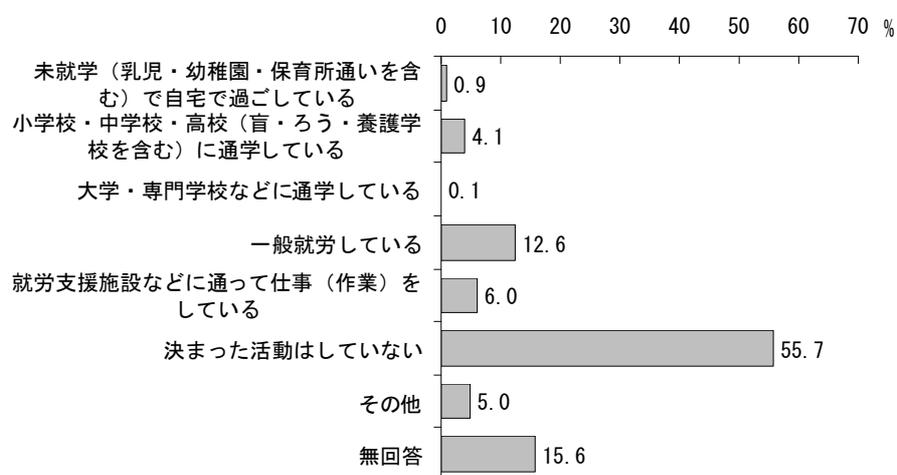
	合計 (人)	新たに家を借りたい	障がい者向けグループホーム、ケアホーム、福祉ホームで生活したい	左記以外に福祉施設・介護施設に入所したい	その他	無回答
全体	218	31.7	18.8	13.8	30.3	5.5
障がい 区分別	152	30.3	15.1	16.4	33.6	4.6
知的障がい者	32	34.4	40.6	6.3	12.5	6.3
精神障がい者	34	35.3	14.7	8.8	32.4	8.8
年齢別	17	41.2	29.4	5.9	17.6	5.9
18歳未満	98	43.9	17.3	6.1	24.5	8.2
18歳～60歳未満	93	17.2	17.2	24.7	38.7	2.2
60歳以上						

※「全体」と「障がい区分別」の数値には、年齢不詳の10人を含む。

【日中活動について】

- ・日中決まった活動をしていない人の割合は、全体の55.7%と半数を超えています。18歳～60歳未満に限ってみても「決まった活動はしていない」が42.8%と多いことから、日中活動が課題となっている状況がうかがえます。
- ・障がい別に見ると、身体障がい者では、日中決まった活動をしていない人が最も多く61.0%となっています。知的障がい者では、通所や通学が多く、日中決まった活動をしていないと回答する割合が他の障がいに比べ低くなっています。精神障がい者では、一般就労の割合が8.0%と他の障がいに比べ低いことに加え、日中決まった活動をしていない人が58.3%と6割近いことから、就労を含めた日中活動の場の確保が課題となっていることがうかがえます。

図表 14 日中の活動実態（全回答者対象、単数回答、N=2,243）



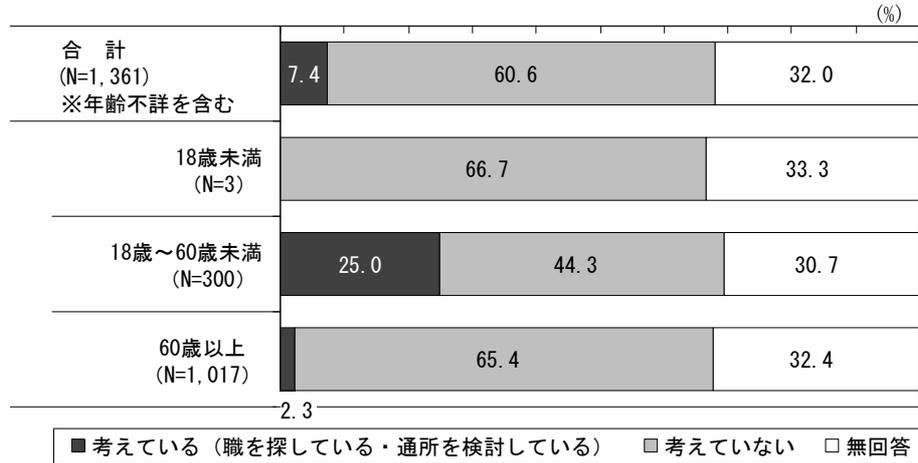
		合計（人）	未就学で自宅で過ごす	小学校・中学校・高校に通学している	大学・専門学校などに通学している	一般就労している	就労支援施設などに通って仕事をしている	決まった活動はしていない	その他	無回答
障がい 区分別	身体障がい者	1,763	0.2	1.0	0.1	13.4	1.1	61.0	5.0	18.0
	知的障がい者	317	5.4	23.0	0.3	10.1	28.7	24.6	2.8	5.0
	精神障がい者	163	0.0	0.0	0.0	8.0	14.1	58.3	8.6	11.0
年齢別	18歳未満	111	18.0	78.4	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.9
	18歳～60歳未満	643	0.2	0.6	0.5	28.1	17.9	42.8	3.9	6.1
	60歳以上	1,419	0.0	0.0	0.0	6.5	1.1	65.8	5.8	20.8

※「障がい区分別」の数値には、年齢不詳の70人を含む。

【就労について】

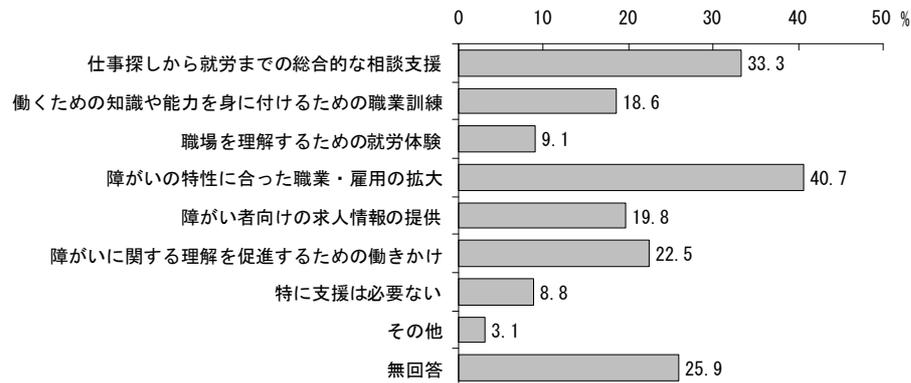
・日中活動をしていない人のうち、18歳～60歳未満の25.0%の人が働くことに前向きな姿勢（職を探している・通所を検討している）を示しています。

図表 15 今後の就労（作業）意向
（日中決まった活動をしていない回答者対象、単数回答、N=1,361）



・障がい者が一般就労するために必要な支援としては、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」（40.7%）が最も多く、次いで「仕事探しから就労支援までの総合的な支援」（33.3%）となっています。

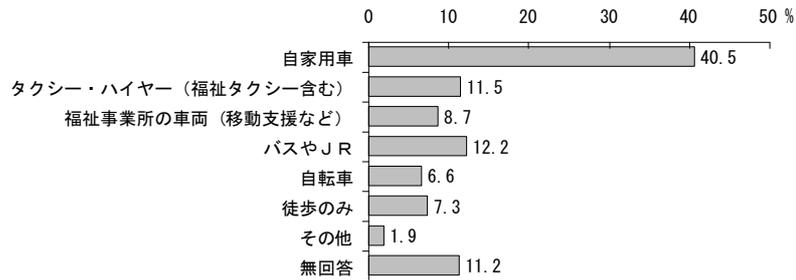
図表 16 障がい者が一般就労するために必要な支援
（全回答者対象、複数回答、N=2,243）



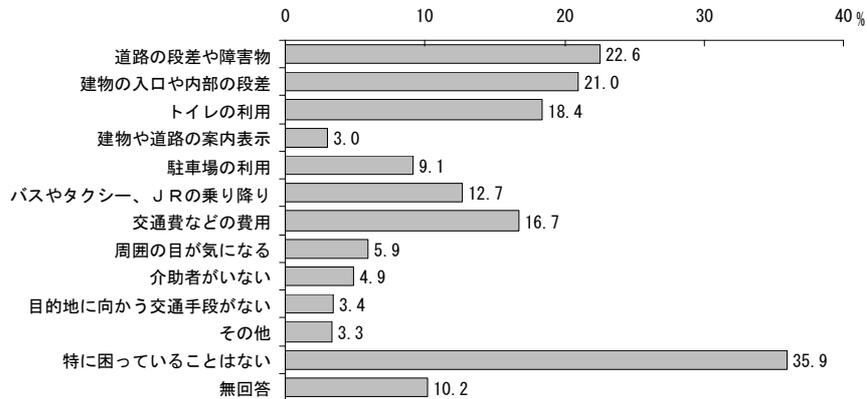
【外出について】

- ・外出時の主な交通手段は、「自家用車」(40.5%) が最も多くなっています。
- ・外出の際に困っていることとしては、「特に困っていることはない」が35.9%と最も多くなっています。障がい別に見ると、身体障がい者では「特に困っていることはない」を除き、「道路の段差や障害物」や「建物の入口や内部の段差」などの、バリアフリー*化を望む声が多く見られます。知的障がい者では、「特に困っていることはない」の割合が全体よりも10ポイントほど高くなっています。精神障がい者では、「交通費などの費用」の割合が他の障がいに比べ高くなっているほか、「周囲の目が気になる」もやや高くなっています。

図表 17 外出の際の主な交通手段（外出する人対象、単数回答、N=2,013）



図表 18 外出の際に困っていること（外出する人対象、複数回答、N=2,013）

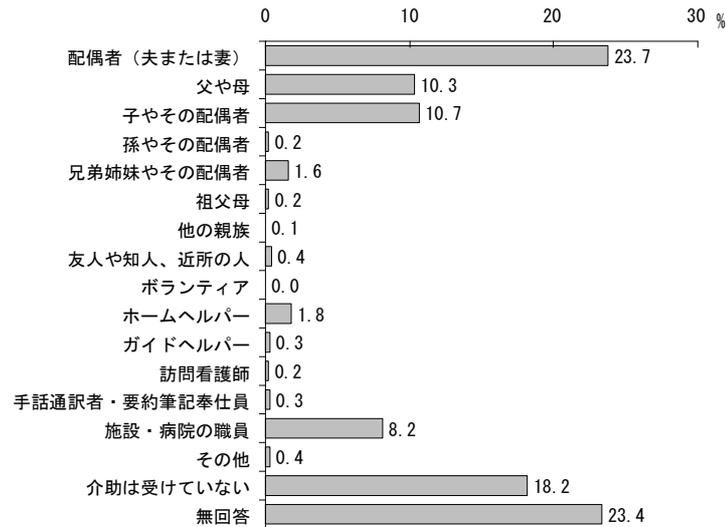


		合計 (人)	割合 (%)												
			道路の 段差や 障害物	内建 物の 段入 差や	トイ レの 利用	案建 内表 示や 道路 の	駐 車 場 の 利用	Jバ ス や タ ク シ ー、 J R の 乗 り 降 り	交 通 費 な ど の 費 用	周 圍 の 目 が 気 に な る	介 助 者 が い な い	交 通 手 段 に 向 か う	そ の 他	特 に 困 っ て い る こ と は な い	無 回 答
障がい 区分別	身体障がい者	1,573	26.6	25.0	20.1	2.8	10.6	14.1	15.4	3.2	4.7	2.9	2.4	34.5	10.5
	知的障がい者	293	8.5	7.2	13.0	4.8	4.1	8.5	16.0	13.0	6.8	5.1	6.5	46.1	7.8
	精神障がい者	147	7.5	5.4	11.6	1.4	3.4	6.1	34.7	21.1	2.7	6.1	7.5	31.3	11.6

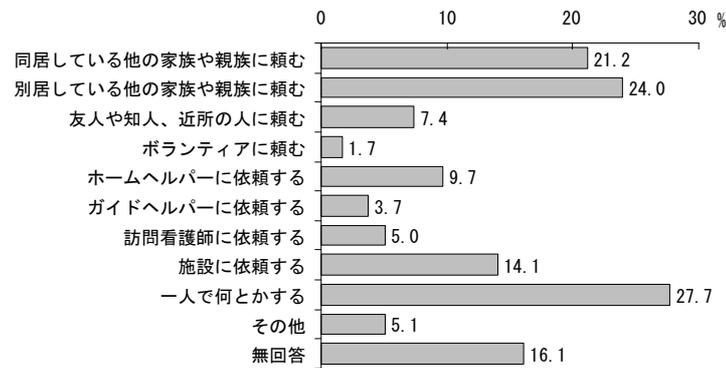
【介助（支援）者について】

- ・主な介助（支援）者は、「配偶者（夫または妻）」（23.7%）が最も多く、「子やその配偶者」（10.7%）、「父や母」（10.3%）と続いており、家族中心となっています。
- ・いつもの人から介助が受けられない場合は、「一人で何とかする」（27.7%）、「別居している他の家族や親族に頼む」（24.0%）、「同居している他の家族や親族に頼む」（21.2%）の順で多く、基本的には家族・親族あるいは独力で何とかしようとする傾向が見られます。

図表 19 主な介助者（全回答者対象、単数回答、N=2,243）



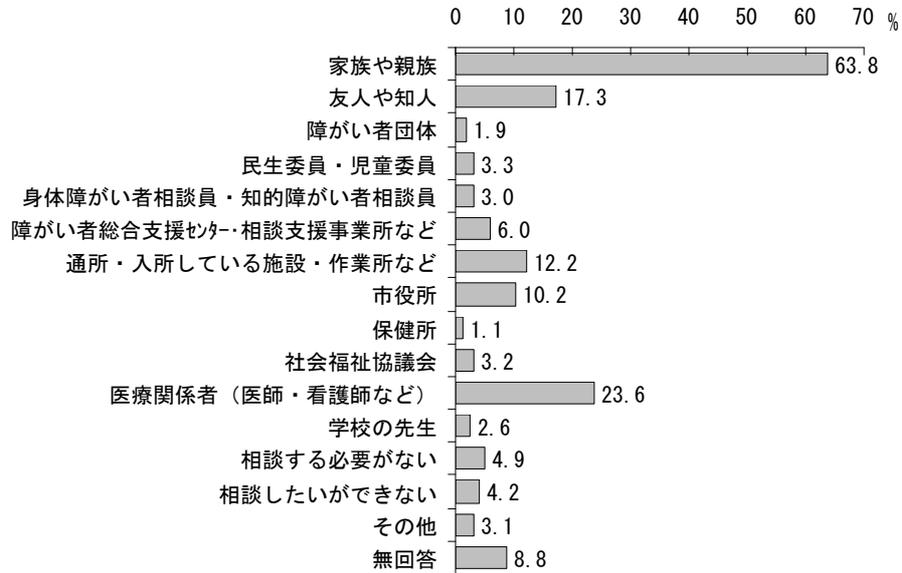
図表 20 いつもの人から介助が受けられない場合に介助を頼む先（家族・親族の介助を受けている人対象、複数回答、N=1,051）



【相談について】

・相談の相手は、「家族や親族」が6割を超えています。障がい別に見ると、身体障がい者と精神障がい者では「医療関係者」が、知的障がい者では「通所・入所している施設・作業所など」が続いています。

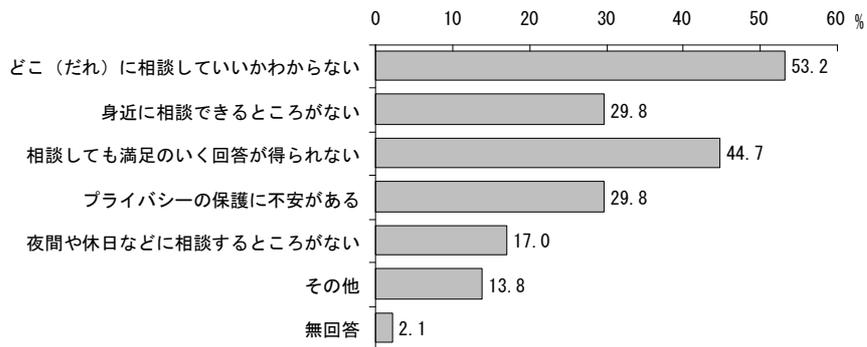
図表 21 主な相談相手（全回答者対象、複数回答、N=2,243）



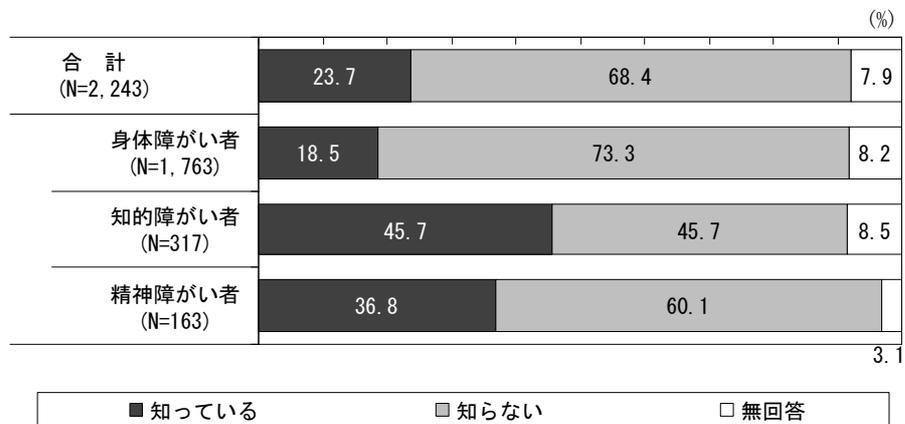
		(%)								
		合計 (人)	家族や親族	友人や知人	障がい者団体	民生委員・児童委員	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	障がい者総合支援センター・相談支援事業所など	通所・入所している施設・作業所など	市役所
障がい 区分別	身体障がい者	1,763	66.6	17.1	1.6	3.5	2.1	4.2	7.3	10.2
	知的障がい者	317	51.7	17.4	3.2	1.9	9.1	37.2	9.5	
	精神障がい者	163	57.1	20.2	2.5	3.1	1.2	13.5	16.6	12.3
		保健所	社会福祉協議会	医療関係者	学校の先生	相談する必要がある	相談したいができない	その他	無回答	
障がい 区分別	身体障がい者	1.0	3.5	22.3	0.5	5.8	2.9	2.9	9.0	
	知的障がい者	0.0	1.6	18.0	15.8	0.9	7.3	2.2	8.5	
	精神障がい者	4.3	2.5	48.5	0.0	1.8	11.7	6.1	7.4	

- ・「相談したいができない」と回答した人の割合は 4.2%と多くはありませんが、その理由としては、「どこ（だれ）に相談していいかわからない」が5割を超えています。また、「相談しても満足いく回答が得られない」も4割超となっていることから、相談窓口の周知や相談体制の充実が課題となっていることがうかがえます。
- ・千歳市障がい者総合支援センター（チップ）の存在については、「知らない」が7割近くに上っており、開設から8年が経過していますが、その認知と活用が十分でないことがうかがえます。

図表 22 相談できない理由（相談したいができない人対象、複数回答、N=94）



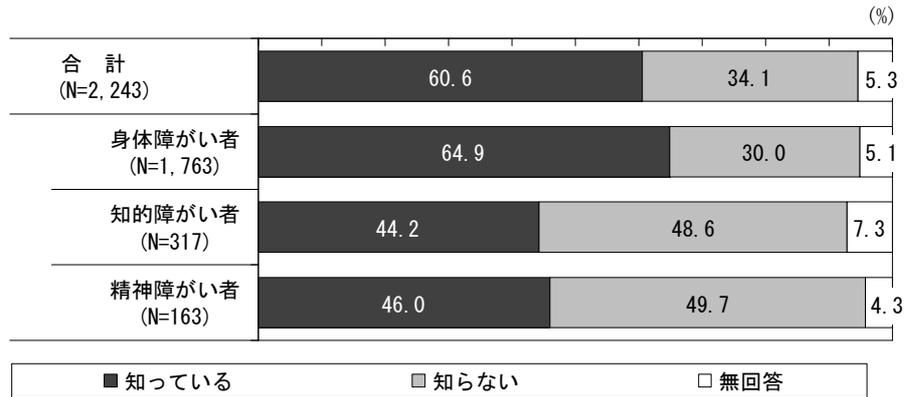
図表 23 千歳市障がい者総合支援センター（チップ）の認知度
（全回答者対象、単数回答、N=2,243）



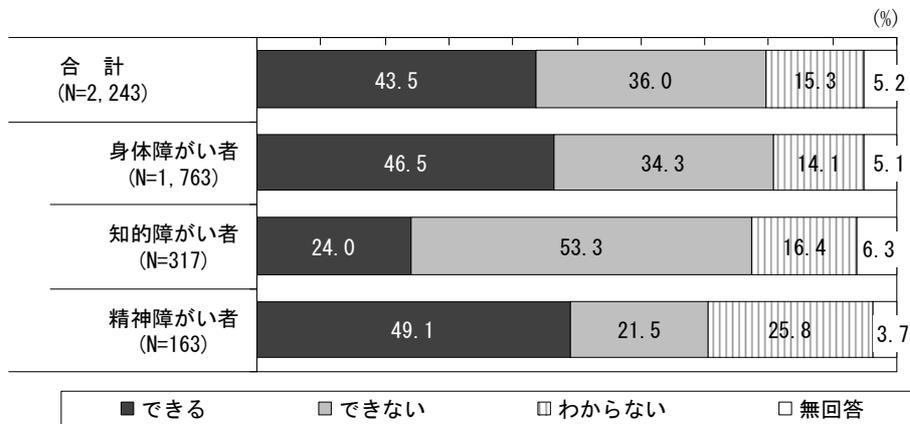
【災害について】

- ・避難場所の認知度については、全体で 60.6%の人が「知っている」と回答していますが、障がい別に見ると、知的障がい者と精神障がい者では「知らない」が「知っている」を上回っており、保護者・介助者を含め、更なる周知が必要であると考えられます。
- ・災害時に一人で避難できるかとの問いには、36.0%の人が「できない」と回答しています。特に、知的障がい者では5割を超える人が「できない」と回答しています。

図表 24 災害時の避難所の認知度（全回答者対象、単数回答、N=2,243）

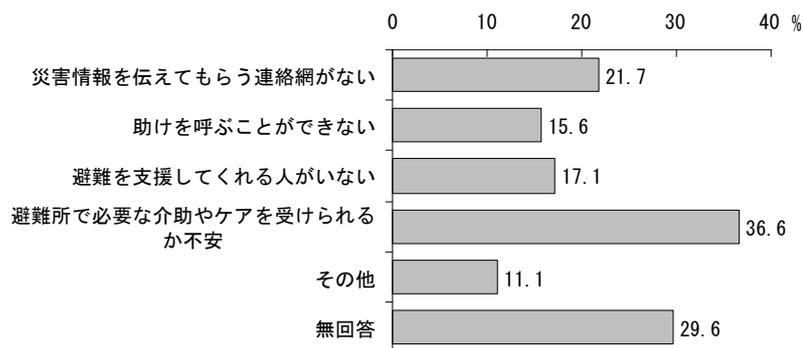


図表 25 災害時における単独での避難の可否（全回答者対象、単数回答、N=2,243）



- ・災害が発生した場合に不安に思うこととしては、3障がい全てで、「避難所で必要な介助やケアを受けられるか不安」との回答が最も多く、避難所生活を不安視していることがうかがえます。
- ・知的障がい者では、他の障がいと比べ「助けを呼ぶことができない」、「避難を支援してくれる人がいない」などの割合も高く、災害時の対応に特に不安を感じている人が多いことがうかがえます。
- ・希望する災害情報の入手方法としては、「直接の声かけ」が31.3%と最も多く、地域住民と連携した災害対策を求めていることがうかがえます。

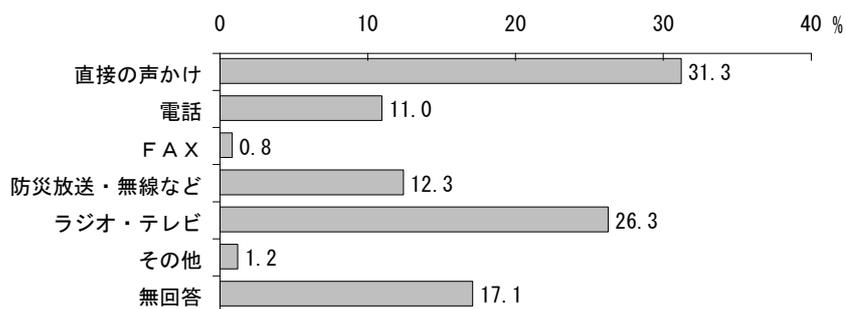
図表 26 災害時の不安（全回答者対象、複数回答、N=2,243）



(%)

		合計 (人)	災害情報を伝えてもらう連絡網がない	助けを呼ぶことができない	避難を支援してくれる人がいない	避難所で必要な介助やケアを受けられるか不安	その他	無回答
障がい	身体障がい者	1,763	20.8	13.2	15.1	34.8	11.1	31.9
区分別	知的障がい者	317	23.0	29.3	25.9	46.7	9.5	22.7
	精神障がい者	163	28.8	16.0	21.5	35.6	15.3	17.2

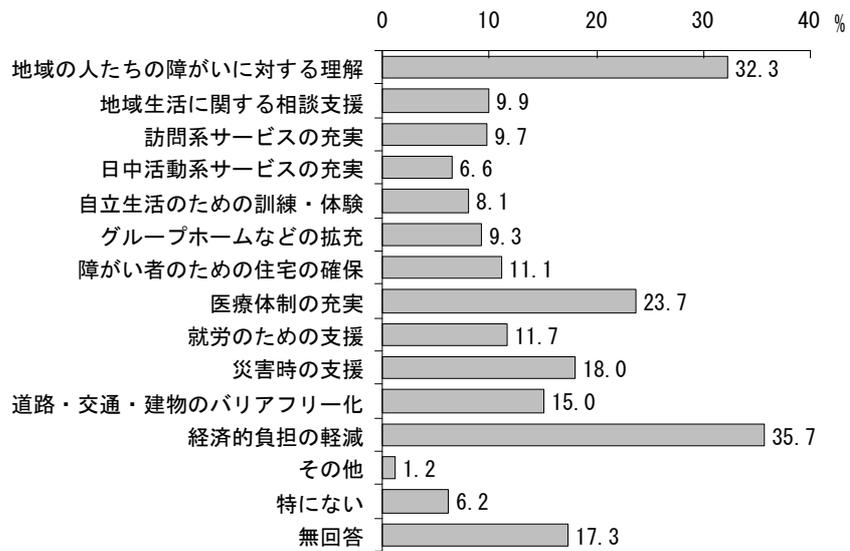
図表 27 希望する災害情報の入手方法（全回答者対象、単数回答、N=2,243）



【地域生活に必要なこと】

- ・障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととしては、「経済的負担の軽減」(35.7%)が最も多く、次いで、「地域の人たちの障がいに対する理解」(32.3%)となっています。
- ・上位2つの割合は3障がいのいずれにおいても高くなっていますが、3番目にニーズの高いものは、身体障がい者が「医療体制の充実」であるのに対し、知的障がい者と精神障がい者では「就労のための支援」となっており、障がいにより地域生活において必要なことに違いが見られます。

図表 28 障がいのある人の地域生活において必要なこと
(全回答者対象、複数回答、N=2,243)



		(%)							
		合計 (人)	地域の人 たちの障 がいに対 する理解	地域生活 に関する 相談支援	訪問系 サービス の充実	日中活動 系サービ スの充実	自立生活 のための 訓練・体 験	グループ ホームな どの拡充	障がい者 のための 住宅の確 保
障がい 区分別	身体障がい者	1,763	27.8	9.5	10.6	5.2	6.2	7.3	10.7
	知的障がい者	317	51.7	11.4	4.7	13.6	14.2	20.5	10.1
	精神障がい者	163	43.6	11.0	9.8	8.0	17.2	8.6	17.8
		医療体制 の充実	就労のた めの支援	災害時の 支援	道路・交 通・建物 のバリア フリー化	経済的負 担の軽減	その他	特にない	無回答
障がい 区分別	身体障がい者	24.8	8.2	20.2	17.9	34.3	1.4	6.3	19.3
	知的障がい者	16.4	23.0	10.4	5.4	38.5	0.3	6.9	10.7
	精神障がい者	25.2	27.0	9.2	3.1	46.0	0.6	4.3	8.6

(2) 関係団体・事業者ヒアリング

障がい者団体やサービス事業者等に対して、障がいのある人が抱える課題や今後求められる取組などについてヒアリングを行いました。その要旨は次のとおりです。

【主な意見等（会議録から抜粋）】

①生活支援（障がい福祉サービス等）

- 相談窓口の認知度が低い。もっと周知すべきである。
- 福祉サービスの内容を知っている人は、うまく制度を活用しているが、制度を知らない人が多い。どのように周知していくかが課題である。
- パンフレット類による周知では、伝わらない部分が多い。相談所を中心に情報発信をしていくべきである。
- 福祉サービスの内容を知らない人も多く、サービスの存在を知っても複雑でどうすればいいのかわからず利用を断念する人もいる。情報を分かりやすく発信するとともに、いろいろなサービスをどのように活用したら良いかという活用方法をコーディネートしてもらえると良い。
- 介護保険制度のように、障がい福祉サービスの利用者に専門職が管理することを義務付けられると良い。
- 多様な障がい福祉サービスを効果的に利用するには、相談支援事業が重要な役割を果たすと考えられるが、十分に機能しているとは言い難い状況にある。事業所間での情報共有や総合的なケアマネジメント*などの実現に向け、相談体制の充実を始め、事業者間の連携を図っていくことが求められる。
- 障がい福祉サービス制度は変化が早く、支援者側も情報把握が追いつかない状況にある。行政も大変だとは思いますが、情報の曖昧さや不正確さで利用が増えず、本来必要なサービスがなくなることはないように、適宜情報を発信していくべきである。
- 障がい児を持つ親が子どもと一緒に暮らせなくなったら、どこに生活の場を求めるとかという問題がある。グループホームやケアホーム*など、親亡き後の住まいの確保が必要である。
- 当事者団体の親の会で話題になるのは、子どもの将来のこと。アンケートでは、多くの障がい者が自宅に住んでいて、今後も住み続けることを希望しているようであるが、現実には家の修繕などの問題もあり、施設に入らなければならないと思う。
- グループホームやケアホームが不足していると感じている。特に、精神障がい者向けのグループホーム等が不足している。
- グループホームやケアホームの潜在的ニーズは高い。

- 日中一時支援や移動支援、デイサービス*では、事業所に空きがなく断られる場合がある。事業所数の拡大を期待する。
- 現行の移動支援サービスは、事前に予約しなければ利用できないが、外出はその日の天気や体調なども勘案して行うものなので、当日でも利用できるようにするなど、ある程度利用者の自由が利くようにしてほしい。
- 自立支援法の改正により、重度障がい者等に限定していたサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大される。現行の体制でどうやって賄っていくのかという問題がある。
- 障がい者の定義の見直しや、あらゆる障壁を取り除くための配慮を社会へ求めることを目的とした障害者基本法の改正、障がい者虐待を発見した人に自治体への通報などを義務付ける障害者虐待防止法の制定などを受け、これらの法に関する積極的な情報提供を進めていくとともに、人権擁護委員会の設置など、障がい者の権利擁護*に向けた取組を推進していくことが必要である。

②保健・医療

- 休日や夜間の救急医療体制に不安がある。
- 障がい児に対応した医療機関が不足している。
- 発達障がいを専門的にケアできる医療機関や、障がい児が全身麻酔をしないで治療できる歯科を紹介してくれる所があれば良い。
- 市民病院には手話通訳が設置されていないため、ろうあ者は筆談に頼らざるを得ない状況にあり、診察等に時間が掛かってしまう。また、筆談のみだとコミュニケーションが不十分であり、診察の内容が伝わらないと感ずることもある。医療の現場では「分からない・伝わらない」ことが命に関わることもあるので、医師や看護師、専門の人でも良いので、手話のできる人を置いてほしい。
- 5歳児健診の実施など、障がいの早期発見に向けた体制を強化してほしい。
- 自閉症など発達障がい*に対する関心の高まりに伴い、発達障がい児が増加している。先天的な障がいは、早期に発見し治療、療育につなげることにより、障がいの軽減や社会性の向上に効果があることから、各種健診や療育体制を充実させるべきである。

③生活環境

- 公共施設のトイレで、水洗レバーの位置が異なっている。視覚障がい者は特に戸惑うので、今後の設置や改修の際には、仕様を統一していただけるとありがたい。

- 市民課の申請窓口には、番号札と連動した案内表示板を設置しているが、会計時の窓口には案内表示板が設置されていない。聴覚障がい者は、呼び出しがあっても分からないので、申請窓口と同様、案内表示板を設置してほしい。
- 市役所に、手話のできる職員を配置していただければありがたい。
- 視覚障がい者にとって、市役所を始め公共施設の入口が分かりづらい。入口が分かるよう音で知らせる盲導鈴を付けるなど、障がい者に配慮した施設整備をお願いする。
- 商店の看板などが歩道にはみ出し、点字ブロックを塞いでいることがある。商店等に対する改善指導を行っていただきたい。
- 災害時に、健常者と障がい者が避難所で一緒に生活するのは困難である。障がい者専用の避難所を開設するなど検討していただきたい。
- 災害時には、安否などの情報をなかなか確認できないこともあるようなので、その場合の対処の仕方も考えなくてはいけない。検討に当たっては、行政、社協、町内会、障がい福祉団体が連携し、取り組めれば良いと思う。
- 行政から送付される文書には、他人に代読をお願いしたくない内容のものもある。できるだけ、文書読上げ装置に対応した音声コード^{*}を付してほしい。また、ホームページなどについても、障がい者に配慮した情報提供・発信を行ってほしい。

④保育・教育・療育

- 自閉症など発達障がい^{*}に対する関心の高まりに伴い、発達障がい児が増加している。先天的な障がいは、早期に発見し治療・療育につなげることにより、障がいの軽減や社会性の向上に効果があることから、各種健診や療育体制を充実させるべきである。(再掲)
- 3歳児健診で発達障がいに気付くことが多いが、親がその事実を容認できないことが課題である。
- 障がいの発見が遅れる要因の一つには、保護者の障がいに関する知識不足がある。発達障がいに関して、親や周囲が理解できていないことが、治療の遅れにつながっている面もあるので、学校教育の中で周知するなど、知識を広めていくことも必要である。
- 学校では、パンフレットの配布など障がいに関する知識の普及に取り組んでいるが、一方的な情報発信ではなかなか届かない。状況の異なる障がい者とその家族に、継続的に関わっていくことが必要であり、その役割を担うのが相談所である。
- 相談窓口だけでなく、障がい者団体を活用し、同じような障がい児を育てた経験のある人の話を聞かせる機会を提供することも必要である。

- 発達支援においても、地域の専門機関と連携し、相談体制を強化していくことが大事である。福祉と教育機関が連携する機会も増加しており、明確な位置付けをした上で連携していくことが望ましい。
- 児童福祉法を基本とした学童保育と教育事業との連動も含め、地域内で充実した見守り体制をつくっていくことが課題であり、そういった支援体制を関係者で話せる場づくりを進めていくべきである。
- 発達障がい児の増加により、特別支援学級の数が不足している。特に、中学校において不足しているので、高等養護学校の誘致促進のほか、幼稚園から中学校まで一貫して、市内で教育を受けられるよう特別支援学級の増設を希望する。

⑤雇用・就労

- 障がい者に対する求人は非常に少ない。求人があっても、勤務条件や業務内容が合わない場合が多い。
- 障がい者は就労しても長続きせず、すぐに辞める傾向にある。仕事の意義について教育するとともに、就労後の定着支援が必要である。
- 障がい者本人は就労に前向きでも、保護者の中にはつらい思いをしてまで、就労しなくても良いと考えている人もいる。
- 福祉的就労[※]の場の一つとして、精神障がい者の病状安定にも効果のある「園芸福祉[※]」を促進しても良いのではないかな。
- 就労推進室やませみの継続と機能強化（就労先の開拓に加えて、就労後の定着に向けた取組）を希望する。

⑥相互理解・交流

- 障がいのある人が地域にいるという事実や、障がいの特性・行動への対応について、市民に理解してもらおう機会を創っていく必要がある。
- 障がい者が作った作品を販売する場として、かつての福祉の店「るびなす」のような、授産製品等を販売する常設の店舗やイベント時のブース等があれば良い。このような場は、相互理解や雇用の場ともなり得る。
- 障がいのある人とない人が交流するイベントの開催支援など、相互理解に向けた場の創出促進や支援を行うべきである。
- 交流の場は必要だが、それは求めていくもので与えられるものではない。周りにお世話になりながらも、積極的に社会参加しなければならないと思う。
- 障がい児を抱える保護者は、地域の中で子どもを育てたいと強く願っている。

- 福祉関係者は、相互理解の概念や理念について良く耳にし理解しているが、一般には浸透していない。相互理解は総論としては良いが、各論としては効果的な解決策を見いだせず、進まないのが現状である。
- 同じ障がいを抱える人に情報を発信又は障がい者同士の交流を深めたいと思っても、個人情報保護法等により障がい者の情報を入手できない状況にある。障害者手帳交付時などに、会報の配布や関連団体の紹介をしてもらえるとありがたい。
- 相互理解は、まず家族間での理解から始まり、次に親族、そして同じ障がい児を抱えるグループ、さらに違う障がい児のグループへと発展し、これらを土台として社会へと理解を求めていくものだと思う。
- 地域で支える・見守るという環境をつくっていくための仕掛けを、住民に対して進めていくことが福祉社会の構築につながる。当事者の社会参加は、本人の意思次第ではあるが、社会に興味や関心を持ったときに出てきやすいような配慮が求められる。
- 市が主催する講演等のイベントには、手話通訳だけでなく要約筆記^{*}を配置するなど、障がい者が参加しやすい配慮を行うべきである。

第3章 千歳市障がい者計画

第1節 計画の基本的な考え方

本計画では、従前の基本理念を継承し、障がいのある人が「自立」した生活を「地域」で送ることのできる社会の実現を目指します。

1 基本理念

「自立」の概念は人それぞれで異なり、身の回りのことを一人でできるようになることを「自立」と捉えている人もいれば、職に就くことや親からの独立と考えている人もいます。

本計画では、自分の生活に関係する事柄について、自らの意思で判断・決定し、必要な支援を受けながら自分らしく生きることを「自立」と捉え、障がいのある人それぞれが考える自分らしい「自立」した生活を送れるまちづくりを目指します。

昭和56年の国際障害者年^{*}を契機に、ノーマライゼーション^{*}の考え方が普及する中、施設ではなく住み慣れた地域で生活することを求める動きが、広がりを見せています。

千歳市で実施した当事者アンケート結果からも、多くの障がいのある人が現在の住まいでの暮らしを望んでいますが、地域生活を支える体制が十分ではないなどの理由から、施設生活を余儀なくされている人もいます。

本計画では、地域での生活を希望する障がいのある人が、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

基本 理念

障がいのある人が「自立」した生活を
住み慣れた地域で送ることができる社会の実現

2 基本方向

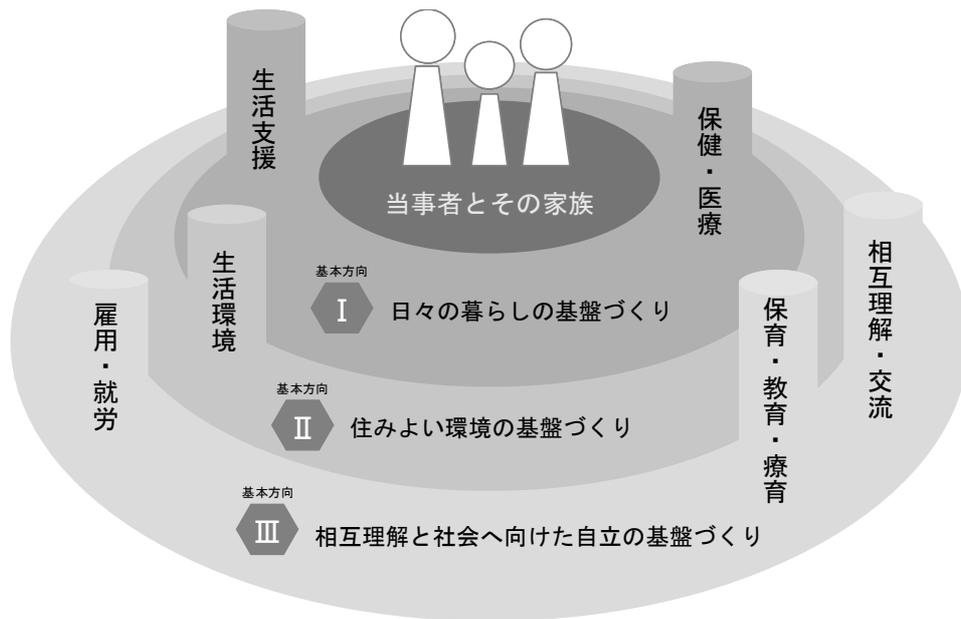
障がいのある人が、住み慣れた地域で生活を送るには、生活の拠点となる住まいを始め、保健や医療、障がい福祉サービスなどの「日々の暮らしの基盤」が確保されなければなりません。

また、生活の場を広げていくため、移動手段の確保や、建物・歩行空間、情報のバリアフリー*化など「住みよい環境の基盤」整備にも継続的に取り組む必要があります。

さらに、地域で自立した生活を実現していく上では、障がいや障がいのある人への理解促進や、就学・就労などライフステージ*に応じた活動を支援する「相互理解と社会へ向けた自立の基盤」づくりも求められます。

千歳市では、基本理念である「障がいのある人が『自立』した生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の実現」に向けて、広範多岐にわたる障がい者施策を「日々の暮らしの基盤づくり」、「住みよい環境の基盤づくり」、「相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり」の3つの基本方向に整理し、これらに沿って掲げた各種施策を全庁挙げて総合的に推進していきます。

【基本方向と分野別施策の関係】



基本
理念

障がいのある人が「自立」した生活を
住み慣れた地域で送ることができる社会の実現

基本方向

I

日々の暮らしの基盤づくり

● 1 生活支援

- (1) 障がい福祉サービスの充実☆
- (2) 相談支援・情報提供体制の充実☆
- (3) 住まいの確保・住宅のバリアフリー※化の促進☆
- (4) 権利擁護※体制の充実☆

● 2 保健・医療

- (1) 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 各種健（検）診等の推進

基本方向

II

住みよい環境の基盤づくり

● 3 生活環境

- (1) 公共施設・情報のバリアフリー化の推進☆
- (2) 多様な移動手段の確保☆
- (3) 防災体制等の強化☆

基本方向

III

相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり

● 4 保育・教育
・療育

- (1) 保育・教育の充実
- (2) 療育の充実

● 5 雇用・就労

- (1) 一般就労の促進☆
- (2) 福祉的就労※の支援☆

● 6 相互理解
・交流

- (1) 広報・啓発活動と相互交流の促進
- (2) 福祉教育等の推進
- (3) 団体活動への支援

☆：第3期千歳市障がい福祉計画において、サービスなどの見込量を設定している施策

第2節 施策の展開

基本方向

I 日々の暮らしの基盤づくり

基本方向 I には、障がい福祉サービスを始め、各種サービスの情報提供や相談により、様々な問題を抱える障がいのある人を適切な社会資源*と結び付ける相談支援などのほか、障がいの原因となる疾病等の予防や、健康な生活を送る上で欠くことのできない医療など、障がいのある人の地域生活を支援する施策を掲げています。

千歳市は、関係機関・事業所等との連携の下、「生活支援」や「保健・医療」サービスの量的・質的充実を図るなど、障がいのある人の多様なニーズに対応した生活基盤の整備に努めます。

1 生活支援

現 と 課 題

- 障がい者施策は、施設入所中心の援護体制から、地域で自立して生活するための支援体制への移行が進められています。
- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、潜在的ニーズの高いグループホーム・ケアホーム*などの住まいの確保を始め、保健・医療・教育・雇用・生活環境など生活全般にわたる支援が必要となります。
- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月に公布されました。この法律により、障害者自立支援法等の一部が改正され、相談支援体制の強化のほか、これまで重度の障がいのある人などに限定されていたサービス等利用計画作成の大幅な対象者の拡大や、地域移行支援・地域定着支援の制度化など、自立支援法等の改正に対応した支援体制の整備と適切な制度運用が求められています。
- 千歳市では、人口の増加に伴い、障がいのある人の増加も見込まれており、これらのニーズに対応した障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などのサービス提供体制の確保に努める必要があります。
- 障がいのある人が多様なサービスを効果的に活用できるよう、分か

りやすい情報発信・提供や、個々のニーズに合うよう各種サービスをコーディネートする機能が求められています。

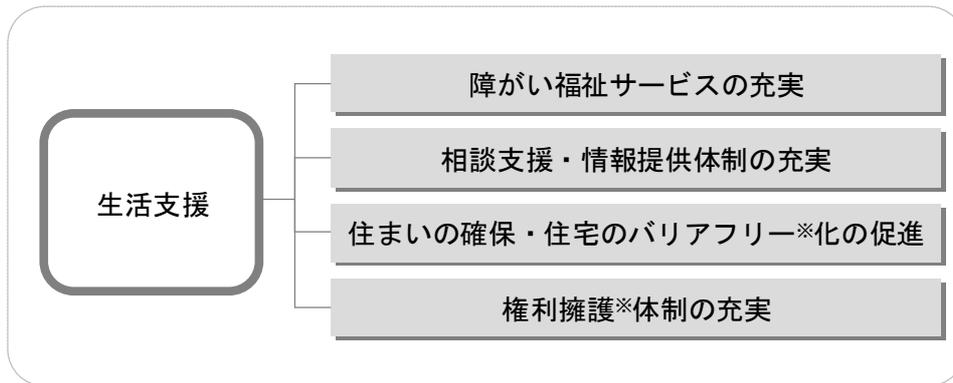
- 千歳市では、障がいのある人やその家族などの総合相談窓口として「千歳市障がい者総合支援センター（チップ）」を設置し、各種サービスに関する情報提供や助言など、障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用できるよう支援しています。
- 計画策定のための当事者アンケートや、関係団体等に対するヒアリングにおける意見では、各種サービスの円滑な利用に向け、中核的役割を担っている相談支援事業所の機能強化に大きな期待が寄せられています。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成24年10月から施行されます。この法律により、虐待防止など障がいのある人の権利擁護*のための体制を整備することが求められています。



基本方針

- 障がいの種類や程度にかかわらず、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援事業等を通じて障がいのある人やその家族などのニーズを把握するとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心にサービス事業者等と連携し、高度・多様化するニーズに対応した障がい福祉サービスの提供基盤を確保するなど、自立支援法の改正を踏まえた支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人やその家族等が必要なサービスを円滑に利用できるよう、「千歳市障がい者総合支援センター（チップ）」を核に、サービス事業者や関係機関・団体等との連携を強化し、相談支援機能や情報発信・提供体制の充実に図ります。
- 障がいのある人が地域の中で安全に暮らせるまちづくりを推進するため、障がいのある人に対応した住まいの確保や住宅のバリアフリー*化などを促進します。
- 国や北海道などの関係機関や団体、事業者等と連携し、虐待防止の啓発活動を行うとともに、虐待が発生した場合の対応など、虐待の防止等のための体制を整備し、障がいのある人の権利擁護体制の充実に図ります。

【施策の基本体系】



【主要施策】

(1) 障がい福祉サービスの充実

①関係機関等との連携体制の強化

- ・ 当事者やサービス事業者、関係機関等で構成する自立支援協議会の活性化を図り、関係者間の連携はもとより、様々なネットワークを構築し、障がいのある人の地域生活を支援します。
- ・ 地域課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う自立支援協議会を中心とした協力・調整体制を整え、多様なニーズに対応したサービス提供基盤の確保とサービス水準の向上を図ります。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

②在宅生活の支援の充実

- ・ 居宅介護や重度訪問介護などの居宅で受ける福祉サービスの提供とその適正な利用を促進し、障がいのある人の日常生活を支援します。
- ・ 多様なニーズに対応した日常生活用具等の給付及び身体機能を補うための補装具の購入又は修理に要する費用を支給し、障がいのある人の日常生活を支援します。
- ・ グループホームやケアホーム※等に対する障がいのある人のニーズと充足状況の把握に努めるとともに、施設入所からグループホーム等への移行を促進します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

③日中活動の場の充実

- ・生活介護や自立訓練など、日中活動の場の充実とその適正な利用を促進し、障がいのある人の日常生活を支援します。
- ・創作活動や生産活動、社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターの運営を支援し、日中活動の場の充実を図ります。
- ・看護師を地域活動支援センター等に派遣し、医療的ケアを常時必要とする重症心身障がい児・者の社会参加を促進する「障がい者医療的ケア事業」の実施の可能性を検討します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

(2) 相談支援・情報提供体制の充実

①相談支援体制の強化

- ・千歳市における中核的な相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センター（チップ）」の人材育成に努めるなど、相談支援機能の強化を図ります。
- ・チップの相談業務で培った知識等を、自立支援協議会を始め様々な場を通してサービス事業者などと共有することにより、地域全体での相談支援の充実に努めます。
- ・サービス等利用計画の対象者拡大や、地域相談支援などの事業拡大に対応した相談体制の整備に努めます。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

②情報提供・発信の充実

- ・福祉サービスのほか、年金・手当・減免などの各種経済的支援制度の周知を徹底するため、ホームページやパンフレット等の充実に努めます。
- ・市のホームページや行政窓口におけるパンフレット等の配布だけでなく、相談機関やサービス事業者などを通じた周知に努めます。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

(3) 住まいの確保・住宅のバリアフリー[※]化の促進

①計画的な市営住宅の整備

- ・市営住宅の建替えの際には、ユニバーサルデザイン[※]に配慮した整備に努めます。併せて、車椅子等に対応した居室の確保に努めます。

担当課 建設部市営住宅課

②住宅改修費の助成

- ・手すりの設置や、段差解消などの住宅改修に必要な費用の一部を助成し、住み慣れた住宅での生活を続けられるよう支援します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

③人にやさしい住まいづくりの促進

- ・「バリアフリー新法」と「北海道福祉のまちづくり条例」による指導や助言を行い、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及に努めます。

担当課 建設部建築課

(4) 権利擁護[※]体制の充実

①障がい者の虐待防止体制の整備

- ・障がいのある人が家庭や施設等で虐待や差別を受けることのないよう、虐待防止法や北海道障がい者条例などの周知に努め、市民に対する虐待防止等の啓発を行います。
- ・地域住民やサービス事業者、関係機関等との連携により、虐待の防止に努めるとともに、虐待が生じた場合の早期発見や被害者の一時避難場所としての居室を確保するなど、虐待防止体制の整備を図ります。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

②福祉オンブズマン・成年後見制度※等の推進

- ・保健福祉サービスに関する市民の苦情を迅速に処理し、違法又は不当な取扱いを行う事業者に改善を求める取組である「福祉オンブズマン制度」を推進します。
- ・成年後見制度の利用を希望する知的や精神に障がいのある人で、家庭裁判所への申立費用を捻出することが困難な人に対して、その費用を助成し、成年後見制度の利用を支援します。
- ・必要に応じて、北海道社会福祉協議会が行っている認知症や知的障がい等で判断能力に欠ける人に対する金銭管理、福祉サービスの利用手続などを援助する「地域福祉権利擁護事業」の活用を促します。

担当課 保健福祉部福祉課・障がい者支援課

現 状 と 課 題

- 障がいの多様化、重度化への対応が全国的な課題となっており、障がいのある人が地域で安心して生活していく上で、保健・医療・リハビリテーションの充実が必要不可欠となっています。
- 重度の障がいのある人にとって、医療費が大きな負担になっていることから、経済的負担の軽減が求められています。
- 脳血管疾患や心臓疾患、糖尿病、がんなどの生活習慣病に起因する障がいが増加しています。生活習慣病は、早期発見による重症化の予防が可能です。健康診査や各種がん検診は、障がいの予防という観点からも重要な取組であり、生活習慣病の予防に向けた対策を推進する必要があります。
- 近年、自閉症や学習障がいなどの発達障がい*の疑いのある人が増加しています。集団生活において顕在化することが多い発達障がいは、できる限り早期に発見し、適切な療育等に結び付け、社会的適応力を高めることが重要です。



基 本 方 針

- 身近な地域で安心して医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療費の負担軽減を図るとともに、症状の特殊性から受入可能な医療機関や療育機関等が限定されている脳性麻痺などの先天性の疾患を持つ肢体不自由児者の身体機能の維持・向上を図るため、機能訓練の充実に努めます。
- 障がいを起こす原因となる疾病等の発症や重症化の予防につながる健康診査、各種がん検診、保健指導の実施など、成人保健対策を総合的に推進します。
- 可能な限り早期に、個々の障がいの程度や状態などに応じた適切な療育等に結び付けるよう、医療機関や保育所、幼稚園等と連携し、乳幼児健診や訪問指導などの保健事業を通じた障がいの早期発見と相談体制の充実を図ります。

【施策の基本体系】



【主要施策】

（１）医療・リハビリテーションの充実

① 肢体不自由児者の機能訓練の充実

- ・ 脳性麻痺^{まひ}等による肢体不自由児者の関節の変形などを予防するため、「こども通園センター」における理学・作業療法[※]等による機能訓練の充実を図ります。

担当課 保健福祉部こども療育課

② 医療費の負担軽減（重度心身障害者医療費助成・自立支援医療）

- ・ 重度の障がいのある人の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。
- ・ 身体に障がいのある人に、障がいの軽減や機能回復を図る手術等に要する医療費を助成し、経済的負担を軽減します。
- ・ 精神に障がいのある人の通院医療費を助成し、経済的負担を軽減します。

担当課 市民環境部高齢医療課・保健福祉部障がい者支援課

(2) 各種健（検）診等の推進

①乳幼児健診の充実

- ・ 4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診を実施し、障がい等の早期発見に努めます。
- ・ 問診票の見直しなど健診内容を検討し、発達障がい[※]児に対する支援体制の充実を図ります。
- ・ 発達障がいについての知識の啓発や、関係機関と連携した発達障がいの早期発見体制の強化に向けた取組を推進します。

担当課 保健福祉部健康推進課

②生活習慣病の予防・早期発見

- ・ 健康診査と各種がん検診を実施し、障がいの原因となる生活習慣病などの予防や早期発見に努めるなど、障がいを起こさないための健康づくりを支援します。

担当課 保健福祉部健康指導課

基本方向Ⅱには、道路・建物・情報等のバリアフリー^{*}化や、多様な移動手段の確保のほか、不測の事態に備えた防災体制の強化など、「生活環境」の整備に関する施策を掲げています。

千歳市は、障がいのある人が日常又は社会生活を送る上でのあらゆる障壁を除去し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

3 生活環境

現 状 と 課 題

- 「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成23年8月に公布されました。この法改正により、市町村等には、障がいのある人にとって妨げとなっている事物・制度などあらゆる社会的障壁^{*}を除去する配慮を行っていくことが求められています。
- 施設等のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」という。)や「北海道福祉のまちづくり条例」などにに基づき推進していますが、今後も障がいのある人の利便性の向上や移動の円滑化に向け、道路、交通などの生活空間の計画的な整備を図っていく必要があります。
- 施設等の整備のほか、行政情報の発信に当たっては、視覚に障がいのある人に配慮し文書に音声コード^{*}を付したり、講演会等においては聴覚に障がいのある人に配慮し、手話通訳・要約筆記^{*}者を配置したりするなど、障がいの種類に応じた配慮が求められています。
- 障がいのある人の移動手段を確保することは、買い物や通院などの日常生活を容易にするばかりでなく、外出に対する抵抗感を低減し自発的な社会参加にもつながります。当事者アンケートによると、千歳市では自家用車による移動が中心となっていますが、公共交通機関やタクシー、福祉サービス事業所等の車両利用者も一定程度いることから、多様な移動手段を確保する必要があります。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、防災意識が高まる中、被災地以外の市町村等においても防災対策の見直しが進めら

れています。千歳市では、高齢者や重度の障がいのある人など、災害発生時に一人では迅速に避難できない要援護者の適切かつ円滑な支援体制を整備するため「千歳市災害時要援護者避難支援プラン」を平成22年度に策定しています。平成23年度はこのプランに基づき、災害時要援護者ごとの支援者や避難場所などを定める個別計画策定に向けたモデル事業に着手しています。

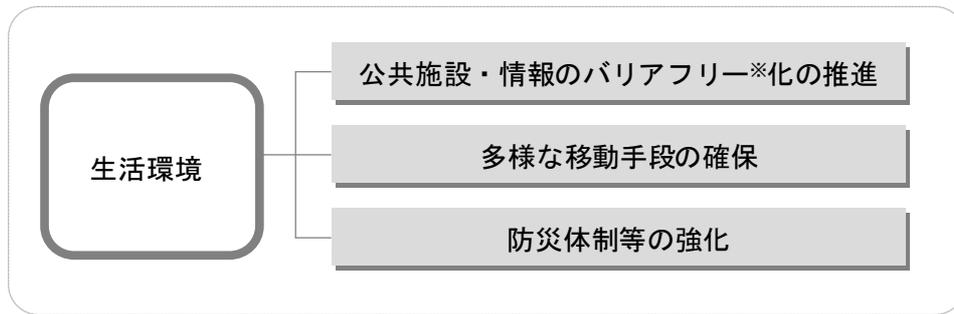
- 障がいのある人などの防災対策については、情報伝達体制の整備や要援護者の安否確認、避難所での援護活動など、迅速かつ的確な支援活動を実施する体制づくりが求められています。



基本方針

- 障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるよう、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザイン*の考え方に沿って、住宅や公共施設、道路、公共交通機関、公園緑地等のほか、情報を含めた総合的なバリアフリー*化を推進します。
- 障がいのある人が様々な活動に容易に参加できるよう、運転免許証の取得や自家用車の改造を支援するほか、関係機関・事業者と連携し、公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、タクシー等の利用者負担を軽減する福祉サービス利用券助成事業や、地域生活支援事業における移動支援事業により、自家用車や公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に配慮した移動手段の確保に努めます。
- 災害時の安否確認などに用いる「災害時要援護者名簿」を定期的に更新し、要援護者の的確な把握に努めます。また、行政・医療機関・社会福祉協議会・町内会・障がい福祉団体等との連携強化や、避難勧告等の情報伝達手段の多重化、障がいのある人に配慮した避難所の環境整備など、災害時における要援護者の避難行動や避難所生活を支援する防災体制を市民と協働し強化します。

【施策の基本体系】



【主要施策】

(1) 公共施設・情報のバリアフリー化の推進

(1) - 1 公共施設等のバリアフリー化の推進

①建築物のバリアフリー化

- ・ 公共施設の新設に当たっては、「バリアフリー新法」と「北海道福祉のまちづくり条例」を遵守するとともに、障がい者団体等の意見を考慮した整備に努めます。
- ・ 障がい者用トイレやオストメイト対応トイレ[※]の整備、障がい者用駐車スペースの確保など、障がいのある人が利用しやすい施設整備を推進します。
- ・ 既存施設の更新時には、障がいのある人に配慮した施設・設備の改修に努めます。

担当課 建設部建築課等

②道路・公共交通機関のバリアフリー化

- ・ 「千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅やその周辺の公共公益施設、商業施設を連絡する歩道等の段差・傾斜・勾配の改善や、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの計画的な整備を推進します。
- ・ 違法駐車や駐輪、歩道上の不法占拠物、違法広告物の解消に向けた啓発・指導に努め、視覚に障がいのある人や車椅子等を利用している人などが安全に歩道を通行できる環境整備を図ります。

担当課 建設部道路建設課・道路管理課

③公園緑地のバリアフリー※化

- ・公園入口等の段差解消や多目的トイレの設置など、障がいのある人が快適に利用できる公園緑地づくりを推進します。

担当課 建設部都市整備課

(1) - 2 情報のバリアフリー化の推進

①コミュニケーション支援体制の充実

- ・聴覚に障がいがあり、意思疎通が困難な人に、手話通訳者・要約筆記※者を派遣し、円滑なコミュニケーションを支援します。
- ・手話通訳者と要約筆記者を継続的に養成し、登録者の拡充を図るなど、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。
- ・講演会などの際に市が率先して、手話通訳と要約筆記を活用するとともに、市内で開催される様々なイベント等での利用を促進します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

②障がいに配慮した情報提供の充実

- ・ファクシミリなどの「情報・意思疎通支援用具」の給付等により、障がいのある人の情報環境の充実を図ります。
- ・視覚に障がいのある人に配慮し、行政からの通知文への音声コード※の付与に努めるとともに、点訳・音訳サービス等の情報提供拠点である点字図書室の機能や点訳図書等の充実を図ります。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

(2) 多様な移動手段の確保

①外出や移動の支援

- ・単独での移動が困難な障がいのある人に対して、移動支援や同行援護等により外出の際の移動を支援します。
- ・福祉バスの運行により、当事者団体等が研修やレクリエーションなどを行う際の移動を支援します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課・福祉課

②交通費の負担軽減

- ・バス、タクシー等に利用できる福祉サービス利用券を支給し、障がいのある人の外出を促進します。
- ・精神に障がいのある人が、地域活動支援センターなどに通所する際に要する公共交通機関の交通費を助成し、経済的負担を軽減します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

③自動車運転免許取得費用等の助成

- ・自動車の改造や運転免許取得に必要な費用を助成し、障がいのある人の外出を促進します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

(3) 防災体制等の強化

①災害時要援護者名簿の更新

- ・災害時における要援護者への安否確認を円滑に実施するため、「災害時要援護者名簿」を定期的に更新します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課・福祉課

②災害時要援護者の避難体制の強化

- ・「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、町内会、民生委員児童委員等との連携を強化し、一人一人の要援護者の避難行動を支援するための個別プランを作成するなど、災害時要援護者の避難行動や避難所での介護等の支援体制の充実に努めます。

担当課 保健福祉部福祉課

③緊急通報システムの設置

- ・緊急時に連絡することが困難な人の住宅に「緊急通報システム」を設置し、消防本部や支援を行っている事業所との連絡手段を確保し、早期の安全確保に向けた対応を図ります。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり

基本方向Ⅲには、「保育・教育・療育」から「雇用・就労」までのライフステージ※に応じた支援と、共生社会の実現に向けた「相互理解・交流」に関する施策を掲げています。

千歳市は、一人一人のニーズに対応した発達支援や教育環境の充実のほか、働く機会の拡充や、障がいと障がいのある人に対する理解を深める広報・啓発活動を推進し、障がいのある人の自立と社会参加の促進に努めます。

4 保育・教育・療育

現 状 と 課 題

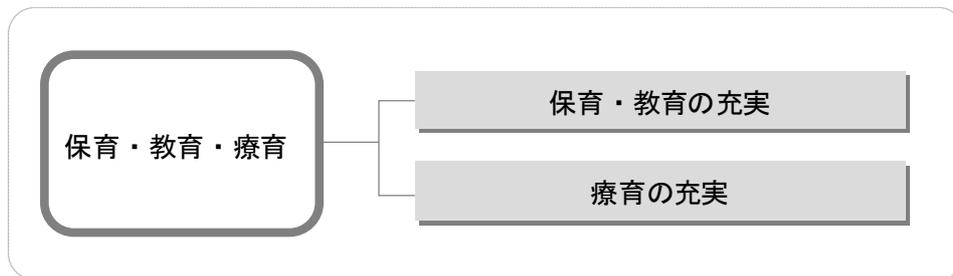
- 障害者基本法の改正により、可能な限り障がいのある子どもが身近な場所で療育等の支援を受けられるよう対策を講ずるとともに、障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童等と一緒に教育を受けられるよう配慮することが、市町村等に求められています。
- 障がいの有無にかかわらず、共に教育を受けられる体制等への配慮が求められている一方、障がい福祉団体に対するヒアリングにおいては、発達障がい※のある子どもの増加などにより、特別支援学級が不足しているとの声が上がっています。
- 千歳市では、北進小中学校のほか、小学校3校・中学校1校に特別支援学級を設置し、機能分担しながら障がいの種類に応じた教育環境の提供に努めていますが、特別支援学校高等部のほか、保育所・幼稚園から中学校まで一貫して市内で適切な保育・教育が受けられるよう、市域内における特別支援教育等の充実が求められています。
- 早期療育は、一人一人状況の異なる子どもの特性に応じた支援により、障がいの軽減・改善を図るのに重要な役割を果たしています。また、障がいの重度化や二次障がい※の予防のほか、親が子どもとの適切な関わり方を学ぶ重要な機会にもなっています。
- 千歳市では、「こども通園センター」において子どもの発達相談や早期療育に努めていますが、発達障がいの疑いのある子どもが増加する中、できる限り早期の支援や、幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が求められています。



基本方針

- 障がいのある子どもの健全な成長や発達を促進するため、地域の保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校などの関係機関との緊密な連携の下、障がいの特性などを踏まえた一人一人の個性や可能性を伸ばす保育・教育の充実に努めます。
- 心身の発達に障がいや遅れの見られる乳幼児に対し、早期から継続的に適切な支援を行えるよう、保育・教育・福祉との連携を強化するとともに、発達相談や早期療育の充実に図ります。

【施策の基本体系】



【主要施策】

(1) 保育・教育の充実

①障がい児保育事業の充実

- ・心身に障がいがあり保育に欠ける児童の健全な成長や発達を支援するため、個々の発達に応じて健常児と一緒に集団保育する「障がい児保育事業」の充実に図ります。

担当課 保健福祉部保育課

②学童クラブの充実

- ・学童クラブの増設などを進め、障がい児受入体制の充実に図ります。
- ・障がいのある児童が、学童クラブに参加し交流する「学童クラブ交流活動」の試行的取組を継続します。

担当課 保健福祉部保育課

③特別支援教育の充実

- ・特別支援学校・学級に通う児童生徒に加え、通常学級に在籍する発達障がいなどのある児童生徒に対する教育的支援を行うため、各学校に校内委員会や特別支援教育コーディネーターを設置するとともに、ヘルパーや支援員を配置し支援体制の充実に図ります。
- ・障がいのある子どもの増加に対応するため、特別支援学級の増設を検討するなど、教育環境の充実に努めます。
- ・今後の特別支援教育のあり方について、保護者や関係者等と研究するとともに、平成25年4月に開校する道立特別支援学校高等部と連携を図りながら、特別支援教育の充実に図ります。
- ・言語や発達に軽度の障がいのある児童に対して、通級指導教室*での指導により発達を支援します。

担当課 教育部学校教育課

④幼稚園における特別支援教育の促進

- ・障がい児を受け入れている幼稚園の運営を支援し、受入幼稚園の確保に努めるなど、幼児期からの特別支援教育の促進を図ります。

担当課 教育部企画総務課

(2)療育の充実

①こども発達相談室の充実

- ・臨床発達心理士・理学療法士・言語聴覚士・児童発達相談員などの専門職員が、心身の発達に遅れの見られる乳幼児の保護者と面談し、発達評価や育児に関する助言、発達を促す親子遊びなどを通じて子どもの発達を支援する「こども発達相談室」の充実に努めます。

担当課 保健福祉部こども療育課

②早期療育体制の充実

- ・ 発達の遅れや障がい等のある乳幼児が、早期から一人一人の障がいや発達状況に応じた療育指導、言語指導、理学・作業療法*指導などを受けられるよう、「こども通園センター」の受入体制の整備に努めます。
- ・ 保育所・幼稚園・学校・医療機関等との連携を強化し、入学や卒業などの節目に、学校等と支援方針を確認する場を設けるなど、ライフステージ*に応じた一貫した支援に努めます。
- ・ 多様化する障がいに対応した指導を行う人材を育成するため、各種研修などにより専門職員の知識や技術の向上を図ります。

担当課 保健福祉部こども療育課

5 雇用・就労

現 状 と 課 題

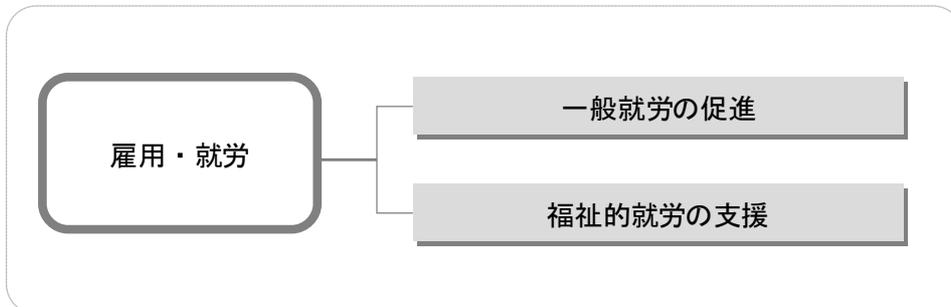
- 障がいのある人が地域で自立し、安定した自分らしい生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず働くことのできる社会を実現することが必要です。
- 障害者基本法の改正により、市町村等には、障がいのある人の多様な就労の機会を確保することが求められています。
- 千歳市では、障がいのある人の一般就労を支援するため、平成21年度から独自事業として「障がい者就労支援事業」を試行しています。この事業では、雇用先を開拓し一般就労につなげるなど一定程度の成果を挙げていますが、関係事業者などからは事業の継続と新たな課題である「職場定着の向上」に向けた就労後の支援が求められています。



基 本 方 針

- 千歳市の障がい者就労支援事業を実施している「就労推進室やませみ」を中心に、労働・教育などの関係機関や事業所との連携を強化し、多様な就労の機会の確保や就労後の支援など、意欲の高い障がいのある人の一般就労と職場定着を推進します。
- 一般企業等への就労に至らない人には、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等への福祉的就労*を支援します。

【施策の基本体系】



【主要施策】

(1) 一般就労の促進

①就労先の拡充と職場定着の促進

- ・「障がい者就労支援事業」により、ハローワークやサービス事業所、特別支援学校等との連携を強化し、働く意欲の高い障がいのある人に対して、多様な就労先の開拓・拡充を図ります。
- ・ジョブコーチ*などの各種支援施策を活用し、障がいのある人の職場定着を促進します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

②市職員としての雇用の拡大

- ・「障がい者の雇用の促進等に関する法律」を遵守し、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。

担当課 総務部職員課

③就労に向けた資格取得費用の助成

- ・ホームヘルパー2級講座など就労に必要な資格取得等の費用を助成し、障がいのある人の就労を支援します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

(2) 福祉的就労*の支援

①福祉的就労の支援

- ・一般就労に至らない人には、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などへの就労を支援します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

現
状
と
課
題

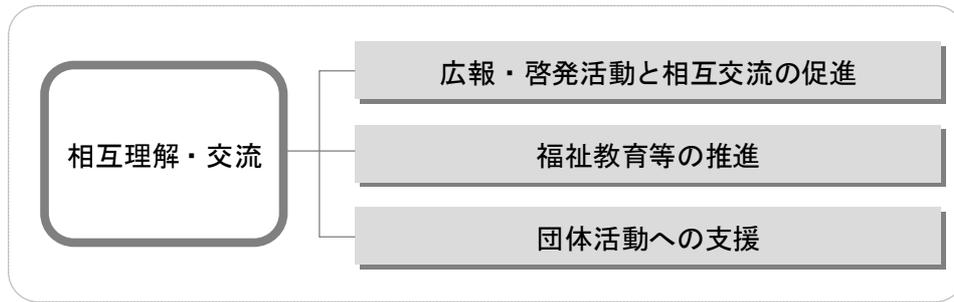
- 障がいの有無で分け隔てのない共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する市民一人一人の理解・認識を深め、差別や偏見などの「心の壁」を取り除く必要があります。
- 千歳市では、「障がい児と学童クラブ児童による交流活動」の試行のほか、千歳市社会福祉協議会が主催する「障がい者、高齢者等の自立・社会参加・地域交流促進事業」の一環として、障がい者週間啓発活動やふれあい広場事業、ふれ愛デーチャリティパークゴルフ交流会を支援するなど、相互理解を促進しています。
- サービス事業者や障がい福祉団体においても、相互理解に向けた取組を独自に展開していますが、当事者アンケートでは、障がいのある人が地域で生活していくためには、「地域の人たちの障がいに対する理解」が必要との回答が多く、障がいや障がいのある人に対する理解が十分進んでいるとは言い難い状況にあります。
- 障がいのある人への理解を深めるためには、長期的視点に立った継続的な取組が必要です。



基
本
方
針

- 心の壁を取り除き相互理解を促進するため、スポーツや文化芸術活動などあらゆる機会を捉えて、広報・啓発活動を推進するとともに、障がいのある人とない人が交流する機会の創出を支援します。
- 学校教育を通じて、幼少期からの福祉教育や交流教育など、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。
- 障がいなどに対する理解を促進する上では、地域で活動する団体の果たす役割が大きいことから、千歳市社会福祉協議会と連携しボランティア活動を担う人材を育成するとともに、当事者団体の活動の支援に努めます。

【施策の基本体系】



【主要施策】

(1) 広報・啓発活動と相互交流の促進

① 広報・啓発活動の充実

- ・「千歳学出前講座[※]」の実施や「広報ちとせ」、ホームページなど多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ります。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

② 相互交流の促進

- ・障がい者週間啓発活動やふれあい広場事業、ふれ愛デーチャリティパークゴルフ交流会への支援を継続するなど、障がいのある人とない人が触れ合うきっかけづくりに努め、相互理解を促進します。
- ・障がいのある児童が、学童クラブに参加し交流する「学童クラブ交流活動」の試行的取組を継続します。(再掲)

担当課 保健福祉部障がい者支援課

(2) 福祉教育等の推進

①福祉教育の推進

- ・小中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、障がいの疑似体験や障がいのある人を講師に招き、障がいについて学ぶ福祉教育を推進します。

担当課 教育部学校教育課

②交流教育の推進

- ・特別支援学級と通常学級の児童生徒が共に学ぶ機会を創出し、相互理解の促進や社会性の醸成を図ります。

担当課 教育部学校教育課

(3) 団体活動への支援

①ボランティアの育成

- ・手話通訳、要約筆記^{*}、音訳サービスを行うボランティアを育成します。
- ・千歳市社会福祉協議会が行っているボランティアセンターの運営及びボランティア活動普及事業を支援し、インフォーマルサービス^{*}の担い手としてのボランティアの育成を促進します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

②当事者団体の活動支援

- ・当事者間ならではの問題解決や当事者同士の交流を促進するため、障がい者団体の主体的な活動を支援します。

担当課 保健福祉部障がい者支援課

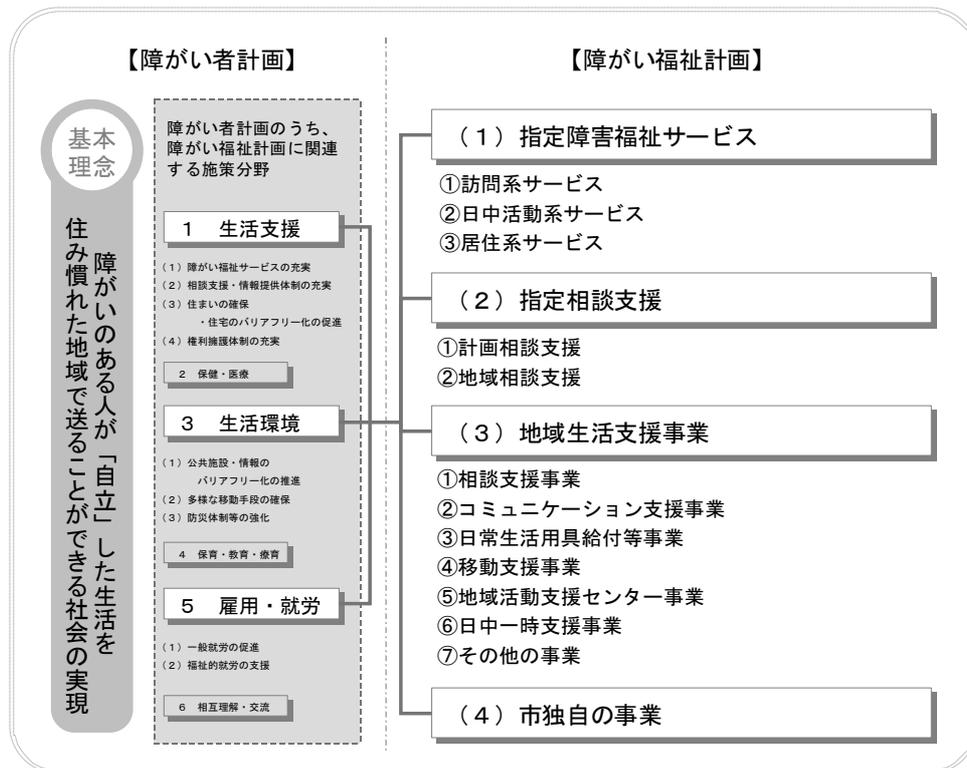
第4章 第3期千歳市障がい福祉計画

1 計画の基本的な考え方

第3期千歳市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定したものです。

この計画では、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく国の基本指針に即して、「施設入所者の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行」について、平成26年度までに達成すべき数値目標を上げるとともに、その目標達成に必要なサービスの見込量を明らかにすることにより、障がい福祉サービス等の充実を図っていくことを目的としています。

【千歳市障がい者計画と第3期千歳市障がい福祉計画の関係図】



2 目標値の設定

目標 1 施設入所者の地域生活への移行

【目標設定の考え方】

- ・入所者の削減数は、基準時点の人数の1割（北海道では18%）以上
- ・地域移行者数は、平成17年10月1日時点（以下、「基準時点」という。）の人数の3割以上

【数値目標】

◆施設入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	説明
基準日時点での 施設入所者数・・・A	152人	平成17年（2005年）10月 1日の人数
目標年度入所者数・・・B	119人	平成26年度（2014年度）末時 点の利用人数（P64※a）
【目標値】削減見込数（A－B） 削減見込率（A－B）/A×100	33人 21.7%	差引き減少見込み
【目標値】 地域生活移行者数	46人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した 人数（A×30%）

目標 2 福祉施設から一般就労への移行

【目標設定の考え方】

- ・福祉施設から一般就労への移行は、平成17年度実績の4倍以上を基本
- ・就労移行支援事業の利用者数は、平成26年度末における福祉施設（旧法の施設、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））利用者の2割以上を基本
- ・就労継続支援（A型）事業の利用者数は、平成26年度末における就労継続支援事業利用者の3割を基本

【数値目標】

◆福祉施設から一般就労への移行の目標値

項目	数値	説明
平成 17 年度の 一般就労移行者数・・・A	1 人	平成 17 年度（2005 年度）において、福祉施設を退所し一般就労した人数（北海道「一般就労移行状況調査」による）
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度（2014 年度）において、福祉施設を退所し一般就労する人数（ $A \times 4$ ）

◆就労移行支援事業の利用者数の目標値

項目	数値	説明
平成 26 年度（2014 年度）末の福祉施設利用者数	540 人	(P63※b)
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	128 人	平成 26 年度（2014 年度）末において、就労移行支援事業を利用する人数（P61※c）

◆就労継続支援（A型）事業の利用者の割合の目標値

項目	数値	説明
平成 26 年度（2014 年度）末の就労継続支援（A型）事業の利用者数・・・A	41 人	(P62※d)
平成 26 年度（2014 年度）末の就労継続支援（B型）事業の利用者数・・・B	94 人	(P62※e)
平成 26 年度（2014 年度）末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（A+B）	135 人	
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 $A \div (A+B) \times 100$	30.4%	平成 26 年度（2014 年度）末において、就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

3 サービス見込量

(1) 指定障害福祉サービス

① 訪問系サービス

(a) 居宅介護（ホームヘルプ）【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値（人/月）	-	-	-	83	93	104
実数値（人/月）	50	67	67	67	70	69
計画値（時間/月）	1,651	2,057	2,558	1,422	1,700	2,032
実績値（時間/月）	878	1,103	1,103	1,208	1,539	1,575

※数値は、各年度の2月末現在（平成23年度は3月～9月までの平均値）。以降、全て同様。



H21-22年、H22-23年の平均伸び率をベースに推計。
時間はH23年の一人当たりの利用時間に乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
居宅において入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	人/月 (実人数)	70	71	72
	時間/月	1,596	1,619	1,642

(b) 重度訪問介護【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値（人/月）	-	-	-	3	4	4
実数値（人/月）	2	3	3	2	4	4
計画値（時間/月）	490	510	530	161	179	199
実績値（時間/月）	118	148	148	97	322	346



過去の実績をベースに推計。時間はH21・22・23年の一人当たりの平均利用時間に乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする人に、入浴や排せつ、食事などの介護のほか、外出時の移動の支援などを総合的に行います。	人/月 (実人数)	5	6	7
	時間/月	359	431	503

(c) 行動援護【障がい者計画の施策：「外出や移動の支援」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	-	-	-	23	27	31
実数値(人/月)	16	18	18	22	19	22
計画値(時間/月)	0	8	8	464	520	584
実績値(時間/月)	336	362	362	385	326	598



H18-23年の伸び率をベースに推計。
時間はH23年の一人当たりの利用時間を乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
知的障がいや精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護を必要とする人に、外出時の支援や介護等を行います。	人/月 (実人数)	23	24	25
	時間/月	626	653	680

(d) 重度障害者等包括支援【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	-	-	-	1	2	2
実数値(人/月)	0	0	0	0	0	0
計画値(時間/月)	24	24	48	48	72	72
実績値(時間/月)	0	0	0	0	0	0



<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。	人/月 (実人数)	1	1	1
	時間/月	48	48	48

(e) 同行援護【障がい者計画の施策：「外出や移動の支援」】

新たな制度のため、移動支援利用者のうち、同行援護に該当すると考えられる利用者を抽出して推計。時間はH21・22・23年の一人当たりの平均利用時間を乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に、移動に必要な情報の提供や援護などにより、外出を支援します。	人/月 (実人数)	6	8	10
	時間/月	82	109	136

<訪問系サービス全体の見込量>

訪問系サービス全体	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
計	人/月	105	110	115
	時間/月	2,711	2,860	3,009

②日中活動系サービス

(a) 生活介護【障がい者計画の施策：「日中活動の場の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	8	10	45	78	108	138
実績値(人/月)	2	11	11	124	168	204
計画値(人日/月)	176	220	990	1,716	2,376	3,036
実績値(人日/月)	44	151	151	2,209	2,724	3,978



H22-23年の伸び率は2割程度だが、新体系への移行完了に伴い、今後は約1割の伸び率で推移するものと仮定して推計。人日/月はH21・22・23年の一人当たりの平均利用日数を乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
常に介護が必要な人に、施設において入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	人/月 (実人数)	224	246	271
	人日/月	3,987	4,379	4,824

(b) 自立訓練【障がい者計画の施策：「日中活動の場の充実」】

【機能訓練】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	0	1	2	4	4	4
実績値(人/月)	0	3	3	0	0	0
計画値(人日/月)	0	22	44	86	86	86
実績値(人日/月)	0	63	63	0	0	0



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
身体に障がいがある人に対して、自立した生活ができるよう、身体機能等の維持・向上に必要な訓練を行います。	人/月 (実人数)	3	3	3
	人日/月	63	63	63

【生活訓練】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	9	21	29	38	42	50
実績値(人/月)	0	0	0	1	2	0
計画値(人日/月)	198	462	638	836	924	1,100
実績値(人日/月)	0	0	0	15	39	0



過去の実績をベースに推計。
人日/月は22日計算。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
知的障がいや精神障がいのある人に対して、自立した生活ができるよう、生活能力の維持・向上に必要な訓練を行います。	人/月 (実人数)	3	3	3
	人日/月	66	66	66

(c) 就労移行支援【障がい者計画の施策：「福祉的就労の支援」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	6	11	14	20	23	29
実績値(人/月)	0	0	0	31	44	74
計画値(人日/月)	132	242	308	440	506	506
実績値(人日/月)	0	0	0	571	694	914



H22-23年の伸び率は7割程度だが、新体系への移行完了に伴い、今後は約2割の伸び率で推移するものと仮定して推計。人日/月はH21・22・23年の一人当たりの平均利用日数を乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
一般就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。	人/月 (実人数)	89	107	128* ^c
	人日/月	1,380	1,659	1,984

(d) 就労継続支援【障がい者計画の施策：「福祉的就労の支援」】

【A型】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	1	2	5	7	11	15
実績値(人/月)	1	1	1	18	19	20
計画値(人日/月)	22	44	110	154	242	330
実績値(人日/月)	23	21	21	348	368	449



事業所の増加を見込み推計。人日/月はH21・22・23年の一人当たりの平均利用日数を乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
一般就労に結び付かない人に、雇用契約に基づいた就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	人/月 (実人数)	41	41	41 ^{*d}
	人日/月	837	837	837

【B型】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	8	15	29	55	67	89
実績値(人/月)	3	19	19	68	66	78
計画値(人日/月)	176	330	638	1,210	1,474	1,958
実績値(人日/月)	64	295	295	1,176	1,107	1,364



H21-22年、H22-23年の伸び率をベースに推計。人日/月はH21・22・23年の一人当たりの平均利用日数を乗じて推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
一般就労が困難な人に、雇用契約を結ばない就労の場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。	人/月 (実人数)	83	88	94 ^{*e}
	人日/月	1,428	1,514	1,617

(e) 療養介護【障がい者計画の施策：「日中活動の場の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/月)	1	1	1	1	1	1
実績値(人/月)	1	1	1	1	1	1
計画値(人日/月)	22	22	22	30	30	30
実績値(人日/月)	30	30	29	28	28	29



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
常に医療と介護を必要とする人に、病院において、機能訓練や介護、日常生活上の世話などを行います。	人/月 (実人数)	1	1	1
	人日/月	30	30	30

(f) 短期入所（ショートステイ）【障がい者計画の施策：「日中活動の場の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (人/月)	10	10	10	10	10	10
実績値 (人/月)	13	13	13	20	32	20
計画値 (人日/月)	236	236	236	236	236	236
実績値 (人日/月)	60	115	115	108	86	117



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間の施設入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	人/月 (実人数)	20	20	20
	人日/月	120	120	120

<日中活動系サービス全体の見込量>

日中活動系サービス全体	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
計	人/月	464	509	561
	人日/月	7,911	8,668	9,541

(参考) 目標2の就労移行支援・就労継続支援（A型）事業の目標値

事業	生活介護	自立支援 (機能訓練)	自立支援 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続支 援 (A型)	就労継続支 援 (B型)	合計
H26 見込量	271	3	3	128	41	94	540 ^{※b}
福祉施設利用者の就労移行支援事業の利用割合							23.7% (128/540)
就労継続支援利用者のA型事業の利用割合							30.4% (41/(41+94))

③居住系サービス

(a) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値（人/月）	43	46	50	60	80	100
実績値（人/月）	51	55	54	75	73	78



H21-22年、H22-23年の平均伸び率をベースに、潜在的需要等を加味し推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
【共同生活援助】 共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や日常生活上の援助を行います。	人/月 (実人数)	80	90	100
【共同生活介護】 共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。				

(b) 施設入所支援【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値（人/月）	0	50	72	72	85	95
実績値（人/月）	2	8	8	51	74	89



H21-22年、H22-23年の伸び率は3割程度だが、新体系への移行完了に伴い、今後は約1割の伸び率で推移するものと仮定して推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
施設に入所している人に、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	人/月	98	108	119**a

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）【障がい者計画の施策：「相談支援体制の強化」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値（人/年度）	10	20	20	34	40	48
実績値（人/年度）	0	3	5	4	5	4

※H18～23年度の数値は、年間作成者数。



H22年度の新規相談件数を参考に推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
障がい福祉サービスを利用する人にサービス利用計画を作成するなど、サービス事業者との連絡調整を行います。	人/月 (実人数)	10	31	45

② 地域相談支援【障がい者計画の施策：「相談支援体制の強化」】

新たな制度のため、目標1の地域生活移行者数などを参考に推計。

(a) 地域移行支援

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
精神科病院や施設に入院・入所している人に、住居の確保、地域生活への移行に関する相談、援助などを行います。	人/月 (実人数)	4	6	8

(b) 地域定着支援

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
居家で一人暮らしをしている人などに、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。	人/月 (実人数)	1	1	1

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

(a) 相談支援事業

【障害者相談支援事業】【障がい者計画の施策：「相談支援体制の強化」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(箇所数)	3	3	4	4	4	4
実績値(箇所数)	3	3	3	3	3	3



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
障がいのある人や家族などからの相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行います。	箇所数	3	3	3

【地域自立支援協議会】【障がい者計画の施策：「関係機関等との連携体制の強化」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(箇所数)	1	1	1	1	1	1
実績値(箇所数)	1	1	1	1	1	1



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備についての協議などを行います。	箇所数	1	1	1

(b) 相談支援機能強化事業【障がい者計画の施策：「相談支援体制の強化」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(箇所数)	1	1	1	1	1	1
実績値(箇所数)	1	1	1	1	1	1



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
精神に障がいのある人に対し、精神保健福祉士による専門的な相談支援を行います。	箇所数	1	1	1

(c) 成年後見制度利用支援事業【障がい者計画の施策：「福祉オンブズマン・成年後見制度等の推進」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (箇所数)	1	1	1	1	1	1
実績値 (箇所数)	1	1	1	1	1	1



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
成年後見制度の利用が有効と認められる人に対して、申立てに要する費用や後見人等の報酬を助成します。	箇所数	1	1	1

②コミュニケーション支援事業

【障がい者計画の施策：「コミュニケーション支援体制の充実」】

○手話通訳者設置事業

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人)	—	—	—	5	6	6
実績値(人)	6	5	5	5	6	8

※数値は各年度末現在。以降、全て同様。

○手話通訳者派遣事業

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/年度)	120	120	120	188	188	188
実績値(人/年度)	116	188	218	170	208	180

○要約筆記者派遣事業

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/年度)	—	—	—	80	100	120
実績値(人/年度)	—	—	—	29	42	70



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要		単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
手話通訳者や、話の内容をその場で文字にする要約筆記者の派遣などを行います。	手話通訳者設置事業	人 (設置人数)	1	1	1
	手話通訳者派遣事業	人/年度 (延べ派遣人数)	190	200	210
	要約筆記者派遣事業	人/年度 (延べ派遣人数)	80	90	100

③日常生活用具給付等事業

○介護・訓練支援用具【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(件/年度)	3	6	7	8	9	10
実績値(件/年度)	3	5	13	5	4	4

○自立生活支援用具【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

計画値(件/年度)	12	24	24	24	24	24
実績値(件/年度)	16	21	35	14	19	16

○在宅療養等支援用具【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

計画値(件/年度)	5	9	9	9	10	10
実績値(件/年度)	1	9	11	12	3	12

○情報・意思疎通支援用具【障がい者計画の施策：「障がいに配慮した情報提供の充実」】

計画値(件/年度)	8	19	20	25	25	25
実績値(件/年度)	7	25	29	44	31	20

○排泄管理支援用具【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

計画値(件/年度)	352	704	720	1,033	1,033	1,033
実績値(件/年度)	407	917	1,095	1,202	1,198	1,251

○居宅生活動作補助用具(住宅改修)【障がい者計画の施策：「住宅改修費の助成」】

計画値(件/年度)	3	5	5	5	5	5
実績値(件/年度)	3	4	3	5	3	3



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要		単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。また、身体に重度の障がいのある人に対し、住宅改修のために必要な費用を助成します。	介護・訓練支援用具	件/年度	5	6	7
	自立生活支援用具	件/年度	20	20	20
	在宅療養等支援用具	件/年度	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	件/年度	25	25	25
	排泄管理支援用具	件/年度	1,276	1,301	1,327
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年度	5	5	5

④移動支援事業【障がい者計画の施策：「外出や移動の支援」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(箇所数)	5	8	9	12	12	12
実績値(箇所数)	7	10	12	18	20	20
計画値(人/年度)	159	170	180	143	146	149
実績値(人/年度)	92	94	134	136	147	150
計画値(時間/月)	1,637	1,695	1,951	1,392	1,726	2,140
実績値(時間/月)	731	1,147	1,123	1,220	1,290	1,399



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
重度訪問介護、同行援護、行動援護、包括支援の対象者以外で屋外での移動が困難な人に、外出の際の移動を支援します。	箇所数	20	20	21
	人/年度 (実人数)	154	158	162
	時間/月	1,441	1,484	1,528

⑤地域活動支援センター事業【障がい者計画の施策：「日中活動の場の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(箇所数)	5	5	5	4	4	4
実績値(箇所数)	5	5	5	4	4	4
計画値(人/年度)	70	79	89	62	70	70
実績値(人/年度)	69	77	83	62	60	62



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の場を提供します。	箇所数	4	4	4
	人/年度 (実人数)	62	62	62
	人/日 (平均利用者数)	54	54	54

⑥日中一時支援事業【障がい者計画の施策：「日中活動の場の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(箇所数)	9	9	9	12	12	12
実績値(箇所数)	10	11	15	18	21	24
計画値(人/年度)	61	70	81	93	95	97
実績値(人/年度)	42	59	102	104	105	105



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
障がいのある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。	箇所数	24	24	25
	人/年度 (実人数)	107	108	110

⑦その他の事業

(a) 訪問入浴サービス事業【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(人/年度)	6	8	10	5	10	10
実績値(人/年度)	5	4	5	3	3	5
計画値(回/年度)	321	480	600	372	600	600
実績値(回/年度)	291	280	236	195	202	288



直近の一人当たりの月平均利用回数により推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
身体に障がいのある人の生活を支援するため、簡易浴槽を提供し、訪問により入浴の介助を行います。	人/年度 (実人数)	5	5	6
	回/年度	408	408	490

(b) 更生訓練費給付事業【障がい者計画の施策：「福祉的就労の支援」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (人/年度)	5	5	5	5	5	5
実績値 (人/年度)	5	5	5	4	0	0



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に、社会復帰の促進を図るために更生訓練費を支給します。	人/年度 (実人数)	1	1	1

(c) 社会参加促進事業

【点字・声の広報等発行事業】【障がい者計画の施策：「障がい者に配慮した情報提供の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (箇所数)	1	1	1	1	1	1
実績値 (箇所数)	1	1	1	1	1	1
計画値 (人/年度)	248	252	256	260	260	260
実績値 (人/年度)	250	261	266	272	277	280



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳・音訳等により、市の広報やその他必要度の高い生活情報を提供します。	箇所数	1	1	1
	人/年度 (利用登録者数)	283	286	289

【奉仕員養成研修事業（手話・要約・点訳合計）】

【障がい者計画の施策：「コミュニケーション支援体制の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (人/年度)	34	40	40	8	8	8
実績値 (人/年度)	34	20	20	0	0	1

※H18～20年度の実績値は受講者数、H21～23年度の実績値はボランティア新規登録者数



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度	H25年度	H26年度
		(2012)	(2013)	(2014)
奉仕員を養成する研修を行います。また、養成研修に要する費用を助成します。	手話奉仕員	人/年度 (受講者数) 40	40	40
	要約筆記奉仕員	人/年度 (受講者数) 10	10	10
	点訳奉仕員	人/年度 (受講者数) 10	10	10

【自動車運転免許取得費助成事業】【障がい者計画の施策：「自動車運転免許取得費用等の助成」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (人/年度)	0	1	2	2	2	2
実績値 (人/年度)	0	0	1	3	0	1



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度	H25年度	H26年度
		(2012)	(2013)	(2014)
自動車運転免許証の取得に必要な費用を助成し、障がいのある人の自立生活や社会参加を促進します。	人/年度	2	2	2

【自動車改造費助成事業】【障がい者計画の施策：「自動車運転免許取得費用等の助成」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値 (人/年度)	1	1	2	2	2	2
実績値 (人/年度)	1	4	1	1	2	1



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度	H25年度	H26年度
		(2012)	(2013)	(2014)
身体に障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。	人/年度	2	2	2

(4) 地域生活を支援する市独自の事業

○紙おむつ支給事業【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

サービス量 実数値	第1期			第2期		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
計画値(件/年度)	132	168	168	172	176	180
実績値(件/年度)	115	110	106	107	59	50

○住宅改修費助成事業【障がい者計画の施策：「住宅改修費の助成」】

計画値(件/年度)	4	5	5	5	5	5
実績値(件/年度)	3	0	4	3	4	4

○訪問給食サービス事業【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

計画値(件/年度)	3,283	4,382	4,382	4,382	4,382	4,382
実績値(件/年度)	3,415	3,347	3,932	3,534	3,305	3,269

○障がい者入浴サービス事業【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

計画値(回/年度)	6	6	6	72	72	72
実績値(回/年度)	6	3	38	23	40	33

○除雪サービス事業【障がい者計画の施策：「在宅生活の支援の充実」】

計画値(世帯数/年度)	43	45	50	50	50	50
実績値(世帯数/年度)	42	61	55	72	40	50

○移送介助サービス【障がい者計画の施策：「外出や移動の支援」】

計画値(件/年度)	650	650	650	650	650	650
実績値(件/年度)	802	673	613	296	299	300

○緊急通報システム整備事業【障がい者計画の施策：「緊急通報システムの設置」】

計画値(世帯数/年度)	-	-	-	-	-	-
実績値(世帯数/年度)	30	28	27	26	22	23

○自立支援教育訓練助成事業【障がい者計画の施策：「就労に向けた資格取得費用の助成」】

計画値(件/年度)	-	-	-	-	-	-
実績値(件/年度)	-	2	3	2	0	1

○福祉サービス利用券助成事業【障がい者計画の施策：「交通費の負担軽減」など】

計画値(人/年度)	-	-	-	-	-	-
実績値(人/年度)	2,374	2,629	2,735	2,810	2,943	3,048

○精神障害者社会復帰施設等通所交通費補助事業

【障がい者計画の施策：「交通費の負担軽減」】

計画値(件/年度)	-	-	-	-	-	-
実績値(件/年度)	260	324	213	198	150	153



過去の実績をベースに推計。

<第3期計画におけるサービス見込量>

事業概要	単位	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)
【紙おむつ支給事業】 在宅で常時介護を必要とする重度の障がいのある人に対し、経済的な負担の軽減を図るために紙おむつを支給します。	件/年度	60	60	60
【住宅改修費助成事業】 障がいのある人に対し、住宅改修のために必要な費用を助成します。	件/年度	5	5	5
【訪問給食サービス事業】 心身の障がいにより、食事を調理することが困難な人に対し、昼食や夕食を配達するとともに安否を確認します。	件/年度	3,528	3,528	3,528
【障がい者入浴サービス事業】 身体に重度の障がいのある人に対し、施設の入浴設備を利用して入浴を介護します。	回/年度	36	36	36
【除雪サービス事業】 身体に障がいのある人の居宅前など、緊急避難等に支障となる箇所を除雪し、避難路を確保します。	世帯数/ 年度	50	50	50
【移送介助サービス】 常時、車椅子などを必要とする身体に障がいのある人の社会参加を促進するため、専用車両を使用し、移送介助を行います。	件/年度	300	303	305
【緊急通報システム整備事業】 重度の身体障がいにより、緊急時に連絡することが困難な人の家に、消防本部へつながる通報機器を設置します。	世帯数/ 年度	23	24	24
【自立支援教育訓練助成事業】 就労のために必要な資格取得や、職業能力向上の研修等に要する受講料の一部を助成します。	件/年度	1	2	3
【福祉サービス利用券助成事業】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ市民税非課税の人を対象に、市内のバスやタクシー、公衆浴場などで利用できる福祉サービス利用券を交付します。	人/年度	3,157	3,270	3,387
【精神障がい者社会復帰施設等通所交通費補助事業】 精神に障がいのある人が、公共交通機関で通所する際の交通費の一部を助成します。	件/年度	156	168	180

【用語解説】

【あ行】

○インフォーマルサービス

家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助のこと。制度的に位置づけられた公的な援助（ホームヘルパーサービスやデイサービスなど）であるフォーマルサービスとの対比として使用される。

○園芸福祉

農耕や園芸などを通じて心身の健康や生活の質の向上を目指す活動。情操教育や生涯学習、高齢者や障がい者福祉まで、幅広い分野での活用が考えられている。

○オストメイト対応トイレ

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、人工的に腹部へ排泄口（ストーマ）を造設した人に配慮したトイレ。

○音声コード

文字情報を切手大にコード化したもの。この文字情報を格納したコードを専用の装置に読み取らせることで、音声により情報を入手することが可能となる。

【か行】

○グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム

グループホームとは、障がいのある人が日常生活上の援助を受け、共同で生活する住居。
ケアホームとは、障がいの重い人が日常生活上の支援や介護を受け、共同で生活する住居。
福祉ホームとは、障がいのある人に低額な料金で、居室や設備を利用させるとともに、日常生活上の便宜を提供する施設。

○ケアマネジメント

障がいのある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと、地域の社会資源を結び付けるための調整等を行うこと。

○権利擁護

障がい者のほか、寝たきりや認知症の高齢者など、自己の権利を表明することが困難な人の権利を守るため、代弁すること。

○国際障害者年

国際連合が指定した国際年のこと。昭和46年（1971年）に「精神薄弱者の権利宣言」、昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」を採択し、これらの権利宣言を単なる理念としてではなく、社会において実現するという意図のもとに決議された。

【さ行】

○社会資源

障がいがある人のニーズや問題を解決するために活用される各種の制度や、施設・機関、情報、個人の有する知識などの総称。

○社会的障壁

障がいがある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

○ジョブコーチ

障がいのある人が円滑に就労できるよう支援するスタッフ。障がいのある人と一緒に職場に入り、職務遂行上の指導や支援、障がいのある人と事業者間との様々な調整を行う。

○成年後見制度

障がいがあることなどにより判断能力が十分でない人に対し、財産管理や各種サービス等の利用に関する契約、遺産分割の協議における支援などを行い、その人が不当な扱いを受けることのないよう保護する制度。

【た行】

○千歳学出前講座

市の担当職員が地域に出向き、市の取組や暮らしに役立つ情報などを説明する講座。

○通級指導教室

通常の学級で学んでいる軽度の障がいのある児童に対して、その状態に応じた指導を特別の場で行う教育。千歳市では、「言語障がい通級指導教室」と「発達障がい通級指導教室」を設置している。

○（児童）デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う通所によるサービス。

【な行】

○二次障がい

既存の障がいや、困難さによる異常が続くことが原因で生じた、新たな障がいや困難さのこと。脳性麻痺などによる肢体不自由者においては、既存の障がいにより姿勢の異常が続くことが原因で骨格などが変形し、様々な疾患を発症することをいう。

○ノーマライゼーション

心身に障がいのある人もない人も、全ての人が共に暮らす社会が正常（ノーマル）であるという考え方。

【は行】

○発達障がい

何らかの原因によって乳幼児期に生じる認知、言語、社会性、運動などの機能の発達遅延で、日常生活や社会的な適応に支障をもたらす障がいのこと。

○パブリックコメント

政策や制度、計画などを決定する際に、原案などについて市民の意見を公募し、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。意思決定過程の公正性、透明性を確保したり、多様な意見を意思決定の判断材料にすることなどの目的があり、パブコメと略される。

○バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活を送る上で支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除いたり、軽減すること。

○福祉的就労

一般就労（企業の就労）が困難な障がい者のための就労のこと。授産施設や小規模作業所などが働く場として提供される。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

心身に障がいのある人、高齢者、子ども、健常者の区別なく、誰でも使いやすいように設計（デザイン）された製品や空間のこと。

○要約筆記

聴覚に障がいのある人に、講演などの内容をその場で文字にして伝える筆記による通訳のこと。話の内容を全て文字にするのは難しいので要約することから、要約筆記という。

【ら行】

○ライフステージ

人の生涯において、年齢と共に変化する生活に着目した段階的な区分のこと。

○理学・作業療法

理学療法とは、身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気療法・マッサージ・温熱その他の物理的手段を加えること。

作業療法とは、身体又は精神に障がいのある人に、応用的動作能力や社会適応能力の回復を図るため、手芸・工芸その他の作業を行わせること。